

資料編

参考資料

1 事業一覧等

■施策の柱とこども大綱の関係について

本計画はこども基本法に基づく市町村こども計画として位置づけており、こども基本法に基づく市町村こども計画は、こども大綱を勘案して定めるとされています。ここでは、施策の柱の施策とこども大綱が示す重要事項及び特に優先的に取り組むべき3つの重点施策の関係を示します。

○施策の柱1 子育て支援

施策	こども大綱			重点施策
	誕生前～幼児期	学童期～思春期	青年期	
1-1 保育及び教育環境の充実	【ライフステージ別の重要事項】 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実			重点施策1 確実に支援につなぐ
		・こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等	—	
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供について	【ライフステージを通じた重要事項】 ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり			重点施策3 こどもとともに
		【ライフステージ別の重要事項】 — ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	—	
1-3 こどもの居場所づくり	【ライフステージを通じた重要事項】 ・こどもの貧困対策			重点施策1 確実に支援につなぐ
	—	【ライフステージ別の重要事項】 ・居場所づくり	—	
1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援	【ライフステージを通じた重要事項】 ・障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケラーへの支援 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み			重点施策1 確実に支援につなぐ
	—	【ライフステージ別の重要事項】 ・いじめ防止・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止	・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	
1-5 若者の自立支援	—	・高校中退の予防、高校中退後の支援	・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤安定のための取組み ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	重点施策1 確実に支援につなぐ

○施策の柱2 子育て支援

施策	こども大綱			重点施策
	誕生前～幼児期	学童期～思春期	青年期	
2-1 地域の子育て環境の整備	【ライフステージを通じた重要事項】 ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり			重点施策1 確実に支援につなぐ 重点施策2 子育てはみんな
	【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ・地域子育て支援、家庭教育支援（子育て当事者支援）			
2-2 子育てに必要な情報提供等	【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ・地域子育て支援、家庭教育支援			重点施策1 確実に支援につなぐ 重点施策2 子育てはみんな
2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援	【ライフステージを通じた重要事項】 ・障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケラーへの支援			重点施策1 確実に支援につなぐ 重点施策2 子育てはみんな
	【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ・共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大 ・ひとり親家庭への支援			
2-4 子育てと仕事の両立の推進	【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ・共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大			重点施策2 子育てはみんな

○施策の柱3 安心・安全なまちづくり

施策	こども大綱			重点施策
	誕生前～幼児期	学童期～思春期	青年期	
3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備	【ライフステージを通じた重要事項】 ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減			重点施策1 確実に支援につなぐ
	【ライフステージ別の重要事項】 ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れめのない保健・医療の確保	・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	—	
3-2 こどもの安全確保	【ライフステージを通じた重要事項】 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み			—
	—	・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止	—	

■事業一覧

「重点施策」欄は本計画における重点施策に対応した番号を記載しています。

「こども大綱」欄の「ライフステージを通じた重要事項」と「子育て当事者への支援に関する重要事項」は、内容に対応した番号を記載しています。

「重点施策」欄の番号

番号	内容
①	重点施策1 確実に支援につなぐ～寄り添いつながる相談援助～
②	重点施策2 子育てはみんなで～子育ての社会化～
③	重点施策3 こどもとともに～こども自身による多様な参画～

「こども大綱」欄の番号

ライフステージを通じた重要事項

番号	内容
①	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
②	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
③	こどもや若者への切れめのない保健・医療の提供
④	こどもの貧困対策
⑤	障害児支援・医療的ケア児等への支援
⑥	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
⑦	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

子育て当事者への支援に関する重要事項

番号	内容
①	子育てや教育に関する経済的な支援
②	地域子育て支援、家庭教育支援
③	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
④	ひとり親家庭への支援

所管部署は令和7年(2024年)4月時点の名称(予定)で記載

＜施策の柱1 子育て支援＞

○施策の柱1-1 保育及び教育環境の充実

施策展開(1) 就学前の教育・保育の一体的な推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱						
				出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別	別	子育 く 当 事 者 へ の 支 援		
公立こども園 整備事業	公立こども園 整備事業	教育・保育の定員の確保及び多様化している子育て支援ニーズへの対応を進めつつ、こどもたちが自分らしく過ごしやすい施設環境を整えるため、「第2次公立こども園整備計画」に基づき、対象園の民間移管と再整備を進めます。	こども事業課		○	○					1-1(2)							

施策展開(2) 就学前の教育・保育の質の向上

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱						
				出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別	別	子育 く 当 事 者 へ の 支 援		
認定こども園 等教育・保育推 進事業	就学前施設教 職員研修	公立こども園、民間保育所(園)、私立幼稚園、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員対象に、研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課		○	○	○											
認定こども園 等教育・保育推 進事業	人権尊重に根 ざした保育の推 進	豊中市人権保育基本方針を中心に、こどもの生活実態をふまえ、様々な人権問題の解決をめざした総合的な取組みを一層推進します。	こども事業課		○	○						①	○					
公立こども園 支援事業	豊中市立こども 園教育・保育研 究会	公立こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課		○	○												
公立こども園 支援事業	保育アドバイザ ー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。また、研究保育、公開保育を行い、近隣の関係機関へ発信します。	こども事業課		○	○						②						
公立こども園 支援事業	遊びのボラン ティア紹介事業	遊びの場面などで、様々な技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課		○	○						②						
公立こども園 支援事業	公立こども園教 育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、公立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課		○	○												
公立こども園 支援事業	公立こども園評 議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課		○	○												

施策展開 (3) 学校教育の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱						
				出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年	若者			ライフステージ を通して	別 青少年期	子育て 当事者への 支援	①	②	③	④
教育振興計画の推進	教育振興計画の推進	教育振興計画のもとに、毎年度教育行政方針を作成・公表します。また前年度事務事業等の点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表します。	教育総務課		○	○	○	○	○	○				①	②	③	④		
長寿命化改修事業(小学校施設整備費) 長寿命化改修事業(中学校施設整備費)	長寿命化計画の推進	中長期的に維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定します。	学校施設管理課				○	○											
とよなかブックプラネット事業	とよなかブックプラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課				○	○			1-2(2)								
とよなかブックプラネット事業 図書館活動・すべての人への資料提供事業	学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業により、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域のこどもの読書を支えます。	読書振興課				○	○			1-2(2)								
学校図書館教育の充実事業	学校図書館教育の充実事業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業での図書館活用を図ります。学校間相互並びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一体的活用を図るため、図書運搬連絡車を運行します。	読書振興課				○	○			1-2(2)								
教育一般の研究・調査	教育センター機能の充実	教職員の研究・研修の実施や教育 DX のための ICT 環境の整備、あわせて教育に関する情報の提供や資料の収集及び閲覧を行うための施設として、機能の充実に図ります。	教育センター				○	○											
教育情報化推進事業(小学校管理費・中学校管理費)	教育情報化推進事業	すべての小・中学生に一人一台タブレット端末を配布し、あわせて各学校のネットワーク環境の整備を進めることにより、各学校における主体的・対話的で深い学びやこども主体の学びの実現を図ります。	教育センター				○	○											
研究・研修(研修指導費)	学校図書館教育の充実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実をめざします。	学校教育課				○	○			1-2(2)								
小中一貫教育の推進	学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課				○	○											
小中一貫教育の推進	「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取組みを推進します。	学校教育課				○	○											
小中一貫教育の推進	小学校高学年教科担任制	授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続などを目的として、市立小学校の5年生及び6年生全学級の外国語、理科、算数または体育の授業について、教科担任制を実施します。	学校教育課				○												
国際(理解)教育の推進	小学校における国際理解教育(英語(外国語)体験活動)の推進	小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動を通して、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課				○												

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別			子育て当事者への支援
														誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	
学校の適正規模にかかる企画立案	学校教育の充実	「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るための企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開校に向けた準備を進めます。	学校教育課				○	○						○			
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課				○	○				②		○		②	

施策展開 (4) 幼少期から義務教育期間までつながりある育ちへの支援

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別			子育て当事者への支援
														誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	
認定こども園等教育・保育推進事業	幼保こ小連絡協議会	公私立こども園、幼稚園、保育所(園)、児童発達支援センター、公私立小学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育・保育の充実に向け取り組みます。	こども事業課		○	○	○							○	○		
私立認定こども園等運営助成	乳児等通園支援事業	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業を実施します。	こども事業課		○					1-1(2)						②	

○施策の柱1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

施策展開 (1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別			子育て当事者への支援
														誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	
地域交流事業	地域交流事業	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域のこどもたちの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 (人権平和センター豊中)		○	○	○	○	○	○	2-1(1)		②		○	○	
国際交流センター施設運営管理	子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代のこどもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことのできるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会)				○	○		○	1-4(4) 2-3(4)		① ②		○	○	
人材の育成と活動の支援事業	高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力文化創造課							○			③	②	○		
人材の育成と活動の支援事業	子どもアートフェスティバル	こどもにアートに関心をもってもらえるよう、展示やワークショップ等様々なイベントを行います。(おおむね3年に1回を予定)	魅力文化創造課		○	○	○	○					②	○	○		

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
人材の育成と活動の支援事業	ホールでオーケストラ	市内の小・中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性、創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高めます。経済的理由等で舞台芸術に触れる機会のないこどもも等しく参加体験できます。	魅力文化創造課				○	○					②		○		
音楽あふれるまち推進事業	こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	魅力文化創造課		○	○	○	○	○				②	○	○		
音楽あふれるまち推進事業	豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、こども達に発表、鑑賞の機会を提供します。	魅力文化創造課						○				②		○		
屋内体育施設運営管理指定管理委託料・屋外体育施設運営管理指定管理委託料	スポーツ教室事業(こども対象)	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○	○	○			②		○		
環境学習の推進	環境学習の推進	こどもたちの将来に良好な地球及び地域環境を引き継ぐために、市民・事業者・NPO や学校等が環境の状況や問題点などを正しく認識し、あらゆる場で主体的かつ自立的な学習活動を推進し、日常生活や事業活動の中で自ら環境に配慮した行動につながるように、幼児期から高齢期まで生涯を通じた環境学習を推進します。	ゼロカーボンシティ推進課		○	○	○	○	○	○			③	① ②	○	○	○
自然環境啓発事業	自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、自然観察会や5歳以上のこどもとその保護者を対象に、体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」を実施しています。また、ふれあい緑地1街区のビオトープを活用した植物や生き物に触れて学ぶ体験型の講座を実施しています。	公園みどり推進課			○	○	○	○	○			③	②			
緑と食品のリサイクルプラザ推進事業	農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○	○	○			③	②			
環境学習事業	絵本「きょうのきょうしよくな～にかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや残してしまうと食べ物のごみになるので残さないようにしようといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課			○	○										
環境学習事業	環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動をこどもたち自らが実践できるよう支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験を通して、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○					③				
市民公益活動支援センター運営管理事業	学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民公益活動支援センターとの連携のもと、学生や若者の市民公益活動への参加を促進するため、市民公益活動支援センターを活動のPRの場として提供するほか、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課(市民公益活動支援センター)						○	○			③				
地域福祉計画推進事業	福祉共育の推進	小中学生を対象にこどもたちが高齢者や障害のある人などについての理解を深め、その生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。	地域共生課			○	○						③		○		

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年	若者			ライフステージ を通して	ライフステージ 別	学童期・思春期	青年期
公立こども園 支援事業	サウンドスクール (幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への箏の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○						②	○			
都市景観形成 推進事業	中高生対象 都市 景観啓発事業	2024年度に策定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」において、まちの好感を楽しみ、共感へと広げる取組みを実践していく人を「景観スタイリスト」と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校に通う生徒たちが、「景観スタイリスト」として身近な景観を楽しむ「景観スポットまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見！とよなか景観スケッチブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。	都市計画課					○	○			1-2(2) 1-2(3)	③	②	○	
都市景観形成 推進事業	未就学児・小学 生対象 都市景 観啓発事業	豊中市の魅力的な景観スポットを発信している「とよなか百景」を題材に作成したとよなか百景かるたを使用して、通常サイズとA3サイズの2種類のかかるたで未就学児(年中・年長児)と小学生を対象にかかるた大会を開催し、楽しみながら豊中市の景観の周知につなげます。	都市計画課			○	○					1-2(2) 1-2(3)	③	②	○	
郷土資料館施 設運営	郷土資料館 の運営・出前講 座	郷土資料館において、市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理・調査された成果を展示します。また、小中学校・義務教育学校には見学等による当館の活用や、出前講座や体験型学習の場を提供するなど、様々な機会を通して学校教育との連携に取り組みます。	社会教育課 (郷土資料館)				○	○	○						○	○
青少年自然の 家施設運営管 理	青少年自然の 家の施設の利用 促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	社会教育課		○	○	○	○	○						○	
青少年自然の 家施設運営管 理	青少年自然の 家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動及び自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○						○	
いぶき主催事 業	星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を行います。	社会教育課 (青少年交 流文化館い ぶき)				○	○	○	○						
いぶき主催事 業	高校生パフォー マンスフェスタ	ダンスや音楽等に取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にされた高校生等によるパフォーマンスの発表会を創りあげます。	社会教育課 (青少年交 流文化館い ぶき)						○			③				
次世代育成講 座	公民館講座	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習を通して親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○			③	①	○		②
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	図書館利用が 困難な子どもへ のサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	○		1-4(4)	⑤	○	○	○

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 学童期・思春期 青年期	別 青年期	子育て 当事者への 支援	
科学教育推進 事業	「科学の街とよなか」推進事業	理科の観察実験アシスタントの学校への派遣や理科教育に関する教員研修の実施により各校における理科教育の充実を図るとともに、豊中市立学校理科展の実施等により、小・中学生の科学に対する興味、関心や意欲を育むよう取り組みます。	教育センター				○	○				③					
国際(理解)教育の推進	ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等を通して、グローバル社会を生きる次世代の担い手育成に向けた国際教育を進めます。	学校教育課				○	○				②	○				①
音楽教育の推進	サウンドスクール(児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課				○	○				②	○				①
とよなか地域子ども教室	とよなか地域子ども教室	こどもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課				○				1-3(2) 1-3(3)	③	②	○			②
—	水に関する図画・習字作品募集	作品の制作及び展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集。	上下水道局経営企画課				○				1-2(3)	③					
—	環境学習の推進	こどもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市クリーンランド再資源・搬入課		○	○	○	○	○	○		③					
—	ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートを行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○	○	○		③	②	○			
—	福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○	○	○		③	②	○			
—	世代間交流の推進	小中学校のこどもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○				②	○				②
人材の育成と活動の支援事業	0さいからのコンサート	未就学児を対象に、室内楽コンサートを開催します。	魅力文化創造課		○	○						②	○				
人材の育成と活動の支援事業	こども園アーティスト派遣事業	アートの力を活用し未就学児の非認知能力の形成を促すことを目的として、美術アーティストを市内こども園に派遣し、こどもたちが保育の日常の中でのアート活動を行う取り組みを実施します。	魅力文化創造課			○						②	○				②
屋内体育施設運営管理	マルチスポーツ体験教室	こどもたちが多様なスポーツに親しむ機会を創出するため、大学、屋内体育施設等指定管理者と連携した体験教室を行います。	スポーツ振興課				○					②					

施策展開 (2) 将来に向けた学びの場 (機会) の提供

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 ・ 思 春 期	青 年 期	子 育 く 当 事 者 へ の 支 援
消費者啓発事業	学校向け消費者教育出前教室	市内の小中学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課				○	○	○			3-2(2)	⑦		○		
薬局等の許可届出・監視指導・機能強化	親子で学ぼうお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	保健安全課				○						③	②		○	
薬物乱用防止啓発	若年層向け薬物乱用防止啓発事業	インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。そこで、高校生に薬物乱用防止啓発グッズに関する原画作成を依頼し、周知啓発の際に作成したグッズを配布することを通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	保健安全課				○	○	○				③	②		○	
薬局等の許可届出・監視指導・機能強化	知っておこう薬の知識(出前講座)	薬は誤った使用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。そこで、薬について正しい知識を身に付けていただくため、薬の種類や飲み方、副作用、オーバードーズの危険性などについてお話しします。	保健安全課				○	○	○	○			③	②		○	○
薬物乱用防止啓発	薬物乱用ダメ。ゼッタイ。(出前講座)	インターネットから大麻等の違法薬物や医薬品を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用や医薬品のオーバードーズによる事件・事故が多発しています。そこで、薬物乱用や医薬品によるオーバードーズの危険性、誘われた時の断り方等についてお話しします。	保健安全課				○	○	○	○			③	②		○	○
健康教育(母子保健)	思春期教育	学校保健とおやこ保健課・健康危機対策課が連携し、中学校での性教育などを行います。	おやこ保健課						○				③			○	
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子ども健やか育み条例出前講座	2013年度4月に制定された子ども健やか育み条例のこどもへの周知をはかるとともに、こどもの人権に関するこどもの理解を深める機会とすることを目的に、市内の小学校・中学校で子ども健やか育み条例やこどもの人権にかかわる内容をテーマにした出前講座を実施	こども政策課				○	○					③			○	
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	ライフデザイン支援事業	こども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座を通して、情報提供を行います。	こども政策課						○			2-2(3) 2-4(2)	③			○	
いぶき主催事業	平和月間事業	夏休み期間中に、いぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業でパネル展示などを行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○							
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、こどもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○								
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	こどもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、活動の継続に必要な学びの支援を行います。	読書振興課		○	○	○	○	○								
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、様々な機会を通じ、こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 こども政策課		○	○	○	○	○								

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援	
																		誕生 前 ～ 幼 児 期
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○				2-1(1)			○	○		
小学校体験学習の推進	小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等をふまえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課				○						③					
中学校体験学習の推進	中学校体験学習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成をめざします。	学校教育課					○					③					
人権教育啓発推進事業	人権・平和の集い	こども(園児・児童・生徒)、保護者・市民・教職員を対象に、人権・平和の集いを開催します。	学校教育課			○	○	○						①				
—	水道出前教室	小学4年生を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、実験器具の貸出及び学習資料の提供を行い、視聴覚教材(局作成 YouTube 動画)の活用で教員の指導のもと、実験を実施。	上下水道局 経営企画課				○						③					
常時啓発事業	若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う児童・生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的教養を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出しなどを実施しています。	選挙管理委員会事務局				○	○	○					③				
とよなか産業フェア	とよなか産業フェア「しごと体験・展示コーナー」	市内の企業や個人事業主の魅力を市民の皆様にご紹介いただく「とよなか産業フェア」において、和菓子づくり体験やアナウンサー体験などの仕事を体験するコーナーを実施します。	産業振興課		○	○	○					1-2(1)	③	②	○	○		
とよなか産業フェア	とよなかオープンファクトリー	市内の企業を訪問し、ものづくりやおしごとの現場を体験・体感していただく「とよなかオープンファクトリー」において、食品添加物の工場見学・実験や調剤機器等の工場見学などを実施します。	産業振興課				○					1-2(1)	③	②	○			

施策展開 (3) こども・若者に対する情報発信や意見表明の機会確保

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援	
																		誕生 前 ～ 幼 児 期
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、こどもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策課		○	○	○	○	○	○			③	①	○	○		
公立こども園支援事業	子どものつばき展	こどもが日ごろ大人や友達を関わり成長する中で、様々な気持ちや思いを、仕草や言葉などで表現していることを「つばき」と捉え、代表的なものを展示しています。	こども事業課		○	○								①				
中学校体験学習の推進	中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課					○					③					
成人式	成人式企画委員	「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」ことを目的として、市が主催する成人式式典について、当日の「誓いの言葉」をはじめ式典内容について主体的に関わり企画してもらう。	社会教育課							○								

○施策の柱1-3 こどもの居場所づくり

施策展開(1) こどもが安心して過ごせる家庭づくりの支援

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ~ 2 歳	3 ~ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
教育相談業務	家庭教育支援チーム	家庭教育支援の充実のために、庄内コロボセンター「こども・教育総合相談窓口」及び「子育て支援センターほっぺ南部分室」を文部科学省「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の「家庭教育支援チーム」として位置づけ、はぐくみセンター内各課や学校関係機関と連携を図り、支援が必要な家庭に寄り添った相談対応を行います。	こども支援課 児童生徒課	○	○	○	○	○	○	○	1-4(3)	③	○	○	○	②	

施策展開(2) 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ~ 2 歳	3 ~ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
放課後等の児童の居場所づくり事業	放課後等の児童の居場所づくり事業(校庭開放)	こどもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課				○					②	②	○		②	
放課後こどもクラブ施設管理 放課後こどもクラブ運営	豊中市放課後こどもクラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない本市に居住する小学校及び義務教育学校の第4学年(支援学級在籍児童は第6学年)までの児童並びに本市に居住する特別支援学校小学部の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階をふまえながら、その健全な育成を図ります。	学び育ち支援課				○				2-4(1)	②	②	○		④	

施策展開(3) 地域におけるこどもが安心して、安全に遊びや学習等の活動が行える機会(場)の提供

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ~ 2 歳	3 ~ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
男女共同参画推進センターすてつが施設運営管理	市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてつがのロビーを利用している若年層に着目し学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてつが)		○	○	○	○	○	○	2-1① (1)	②	○	○	○	② ④	
子どもの居場所づくりの推進	こどもの居場所ネットワーク事業	こどもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方をふまえ、地域ごとにこどもの居場所コーディネーターを配置し、学校を核としたセーフティネットの仕組みづくりを行います。	こども支援課				○	○	○			④ ⑥	○	○	○	② ④	
子どもの居場所づくりの推進	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	こども支援課				○	○	○			① ④ ⑥	○	○	○	② ④	

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 青年期	学童期・思春期	誕生前・幼児期	子育て当事者への支援
子どもの居場所づくりの推進	豊中型認定居場所事業補助金	こどもが無料または低額で利用できるこども食堂や学習支援等の居場所の提供を豊中市内で行う団体・法人等に対し、こどもの見守り体制の強化を図り、児童虐待を未然に防止することを目的に補助を行います。	こども支援課				○	○	○			①	④⑥	○	○	②④
学校体育施設開放事業	学校体育施設開放事業(遊び場開放)	こどもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、市立学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課		○	○	○									
青年の家いぶき主催事業	自習室開放事業	学習支援の一環として、自習室を設置します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○						
蛸池公民館施設運営 庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営 中央公民館施設運営	夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、夏休み期間に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館				○	○	○				①	○		②
いぶき主催事業	子どもの居場所づくり事業	こどもたちが学校教育だけでは養えない社会的に自立する力を育み、また青少年が健やかな成長と社会的自立を図るため、週末の土曜日・日曜日に様々な体験活動や交流を図れる事業を実施し、社会教育的観点から知性・情操性・社会性・自主性を身につけることをめざしていく場を創出・提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○			②	○		
いぶき主催事業	図書活動	ほんのひろばを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、つくってあそぼなど、図書に親しむ機会を提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)		○	○	○	○	○	○	2-1(1)		②			
放課後等の児童の居場所づくり事業	放課後・土日の学習支援 放課後等の児童の居場所づくり事業(放課後の学習支援)	生徒一人ひとりの状況に応じた学力向上のための学習支援・学びの場を提供するため、放課後や土日曜を活用しながら自宅学習を支援する取組みを行います。	中央公民館 学び育ち支援課				○	○					②	○		②

○施策の柱1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援

施策展開(1) こどもの相談窓口体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 青年期	学童期・思春期	誕生前・幼児期	子育て当事者への支援
家庭児童相談事業	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども支援課	○	○	○	○	○	○			2-3(1)				
人権教育啓発 関連事業 こども総合 相談事業	こどものための 相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達との悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いてこどもへの周知を図ります。	学校教育課 こども政策課 こども支援課				○	○	○				①	④⑥⑦	○	①④

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 ライフステージを通し	ライフステージ別 学童期・思春期 誕生前・幼児期	青年期	子育て当事者への支援
こども総合相談事業	こども総合相談窓口	0歳から18歳になるまでのこどもと家庭にかかわる様々な相談を24時間365日お聞きし、課題の整理をお手伝いしながら、必要な情報を提供したり、問題解決に向けて一緒に考えたりする窓口です。	こども支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	①				
こども総合相談事業	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども支援課	○	○	○	○	○	○		2-3(1)	①				
こども総合相談事業	こども専用フリーダイヤル(とよなかつ子ダイヤル)	18歳になるまでのこどもが友だちやおうちのことなどどんな内容でも相談できる無料の電話相談です。夜間や休日にも相談を受けられるよう24時間365日電話受付しています。	こども支援課			○	○	○	○			①				
こども総合相談事業	こども専用チャット相談(とよなかつ子ライン)	LINEアプリもしくは豊中市立小中学校児童生徒配布タブレットにおいて、18歳未満のこどもを対象にした心の悩み相談及び豊中市がこども向けに開設している相談窓口案内や、こどもの育ちに役立つ情報等の配信を行う。	こども支援課				○	○	○			①				
教育相談業務	こども・教育総合相談窓口	18歳になるまでのこどもと家庭にかかわる様々な相談をお聞きします。特に学習や学習環境に関するお悩みや問い合わせをお聞きします。	こども支援課 児童生徒課		○	○	○	○	○		1-4(3)		③	○		②

施策展開(2) こどもの悩みへの支援の推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 ライフステージを通し	ライフステージ別 学童期・思春期 誕生前・幼児期	青年期	子育て当事者への支援
精神保健事業	思春期のこころ	ミュージック編では、若年層の自殺対策として実施しています。問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず、身近な大人や相談機関に助けを求められることができるよう、ミニ講座とライブ演奏を通して、援助希求行動の促進について啓発します。ガイドブック編では、ガイドブックの配布と思春期メンタルヘルス授業をセットで行い、生徒自身がこころの状態に気づくことや、援助希求行動の促進、相談窓口の周知など行っています。	医療支援課						○				③ ⑦	○		
精神保健事業	こころの体温計	うつ病・自殺対策として実施しています。インターネットを利用した、メンタルセルフチェック。今のこころの状態をチェックし、判定画面に簡単なアドバイスと相談窓口を案内しています。	医療支援課	○	○	○	○	○	○	○	2-2(2)		③ ⑦	○	○	○
精神保健事業	こころの健康相談	不登校・ひきこもりの相談や、発達障害その他こころの不調や精神症状等に関する相談に対応しています。早期回復により、学校や社会生活に復帰できるように支援します。	医療支援課					○	○	○	2-3(1)		③ ⑦	○	○	
生徒指導支援事業	青少年相談活動	学齢期の児童生徒のいじめ・問題行動等の問題について、専門相談員が学齢期の児童生徒本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課				○	○					⑦	○		②
スクールサポーター配置事業	スクールサポーター配置事業	小・中学校及び義務教育学校にスクールサポーター(大学生等)を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課				○	○					② ⑤	○		

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			若者	ライフステージ別 青年期	学童期 思春期	誕生前 幼児期
スクールソーシャルワーカー活用事業	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・暴力行為及び児童虐待など児童生徒の様々な課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として全小学校及び義務教育学校に配置、並びに中学校に事案対応派遣を行います。	児童生徒課				○	○				④ ⑥	○		②
スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課				○	○				③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○		②
創造活動(不登校支援)	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生及び義務教育学校生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態のこどもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動 ②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動 ③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課				○	○				② ⑥	○		②

施策展開 (3) こどもが安心して相談できる環境づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			若者	ライフステージ別 青年期	学童期 思春期	誕生前 幼児期
地域福祉計画推進事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの交流会を開催し、情報共有を行うことで有効な支援につなげてきました。	児童生徒課(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○							
家庭児童相談事業・生徒指導支援事業	いじめ・児童虐待防止の対策	こども一人ひとりの健やかな成長とこどもを愛情深く育むことができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども安心課 児童生徒課				○	○	○	○		① ②	○		
豊中市いじめ防止基本方針の推進	豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課				○	○		1-4(2)		⑦	○		②

施策展開 (4) 支援を届ける環境づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			若者	ライフステージ別 青年期	学童期 思春期	誕生前 幼児期	子育て 当事者への 支援
国際交流センター施設運営管理	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべてのこどもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化こども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課(とよなか国際交流センター)		○	○	○	○	○	○		③	②	○	○	○

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年			若者	ライフステージ を通して	ライフステージ 別 学童期 思春期	青少年 期	子育て 当事者への 支援
国際交流センター施設運営管理	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取組みを様々なテーマで実施します。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)						○	○		②				
国際交流センター施設運営管理	多文化子どもエンパワメント事業[若者支援]	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に集うことのできる場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。(2021年より指定管理事業「子どもサポート事業」として実施)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)					○	○	○		③				
屋内体育施設運営管理指定管理委託料	障害児チャレンジスポーツ	3歳～17歳の障害があるこどもを対象に、運動遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課			○	○	○	○			② ⑤		○		
重層的支援体制整備事業	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき」、アウトリーチが必要なケースはコミュニティソーシャルワーカーと連携した支援ができる「くらし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課						○	○	2-3(4)	④				
社会福祉事業基金	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、こどもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課		○	○					1-4(4) 2-3(4)			○		
障害児福祉計画の推進	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	おやこ保健課		○	○	○	○	○							
児童発達支援センター施設運営	発達支援・障害児支援者研修	保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設及び市立小・中学校の教員等を対象にこどもの発達や障害について、早期の気づきから発達支援につなげ、こどもの育ちを支えることを目的とした研修を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○				⑤				
障害児福祉計画の推進	医療的ケア児支援連絡会議	医療的ケア児が、どのライフステージにおいても、地域で主体的に生活できるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する機関が緊密に連携します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○							
こども療育相談事業	こども療育相談	発達に課題のある児童の課題整理や解決への支援方法を作業療法士や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、ご本人やご家族と検討をします。必要に応じて児童が所属する施設内での支援方法などの助言も行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		2-3(4)	⑤				
児童発達支援事業等民間委託	児童発達支援センター児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業で、障害や発達に課題のある小学校2年生までのこどもに対して、生活習慣の獲得や親子関係を基本とした人間関係の土台づくりを行います。高校生相当年齢に対して、生活環境の広がりにあわせた社会的技能を習得し、就労をはじめとした成人期における自分の望む生活スタイルの準備を支援します。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○		○		2-3(4)	⑤				

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出 産 前	0 〜 2 歳	3 〜 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 思 春 期 青 年 期	子 育 く 当 事 者 へ の 支 援
診療・看護・訓練	児童発達支援センター診療事業	身体障害や発達に課題のあるこどもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて、発達検査や医学的処置等を行います。また、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施します。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		2-3(4)	⑤				
公立こども園施設運営	家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課		○	○					2-3(4)					
認定こども園等教育・保育推進	障害児保育	こどもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課		○	○						⑤				
母子父子福祉センター施設運営管理	母子父子福祉センター事業	ひとり親家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (ひとり親家庭 学習支援教室) 豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生等の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。 (相談員による相談ほか) 母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (弁護士等相談) 養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施しています。離婚前の相談にも応じています。 (就業支援講習会等事業) ひとり親家庭の母または父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズをふまえて実施しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)			○	④	
認定こども園等入園	保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法 13条の2)	子育て給付課		○	○					2-3(4)					
奨学金事務	奨学金事務	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学費を貸し付けています。	学務保健課						○		2-3(4)	④	○			①
課題別講座	公民館講座 課題別講座 地域で子育てを考える学習会	貧困問題をはじめ、子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中、子どもの人権について考えます。今回は児童養護施設の取り組み方やその中でのこどもたちの思いやその背景を知ることから、こどもに関わる視点や地域としての課題、望まれる支援策等について考える機会として実施します。(蛍池公民館実施)	中央公民館		○	○	○	○	○		2-3(4)	①				②
中学校夜間学級補食提供事業	中学校夜間学級補食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※1.義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課						※	○		②		○		
通訳派遣事業	通訳派遣事業	帰国・渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。	学校教育課					○	○							

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 ライフステージを通し	誕生前～幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援	
国際教室	国際教室	帰国・渡日児童生徒に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来た子どもたちが交流し様々な文化を学びます。	学校教育課				○	○										
在日外国人教育推進事業	在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課				○	○										
進路選択支援事業	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・蛍池の両人権平和センターにおいて実施します。	学校教育課						○	○	2-3(4)							
学校支援事業	障害児教育推進事業	障害等支援が必要な子どもの教育環境の充実を図ります。	児童生徒課				○	○				⑤		○				②
学校支援事業	支援教育事業	支援教育を進めるため、教職員を対象とした研修会や巡回相談を行います。	児童生徒課				○	○				① ⑤		○				②
寄り添い型学習支援事業	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学3年生及び義務教育学校9年生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課						○		1-3(3)	② ④		○				②
家庭児童相談事業	ヤングケアラー専用相談窓口	ヤングケアラーの当事者やまわりの大人、関係者からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく相談窓口を設置しています。	こども安心課		○	○	○	○	○		1-4(1)	⑥	○	○				

○施策の柱1-5 若者の自立支援

施策展開(1) 若者支援に係る相談・支援機能の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 ライフステージを通し	誕生前～幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援	
いぶき主催事業	若者支援総合相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援します。 包括的な支援を要する相談には支援プログラムを作成し、関係支援機関等への支援調整など必要な支援を実施します。 高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し(いぶき学習支援事業)や学校出張相談も行っています。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき) くらし支援課							○	○	1-4(4) 2-3(4)						○

施策展開(2) 支援ネットワークの強化

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 ライフステージを通し	誕生前～幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援	
若者支援事業	豊中市子ども若者支援協議会	多機関・多職種による包括的な支援ネットワークを作り、多様で重層的な課題を有する若者への支援を行います。	くらし支援課								○	○	④					○

施策展開 (3) 居場所など社会的自立に向けた取組みの強化

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱							
			課(施設)	出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年			若者	ライフステージ を通して	ライフステージ 別	学童期・思春期	青年期	子育て 当事者への 支援		
若者支援事業	高校生世代のひきこもり未然防止事業(ユースホーム事業)	高校生世代の若者がひきこもりとならないよう、前段階の若者に安心して過ごせる居場所を提供し、就学や就労など、社会的に自立ができるよう支援を実施します。	くらし支援課							○		1-3(3)		④		○			② ④
青少年自然の家施設運営管理	ユースチャレンジキャンプ	ひきこもり若しくはひきこもり経験のある無業の若者を対象として、青少年自然の家において4泊5日の生活・就労合宿訓練を行い、自然環境の中での原始的労働や集団生活において自尊感情や自己肯定感を高め、仲間を意識することで協調性を養うとともに社会貢献活動への参加のきっかけを作ります。	社会教育課								○	○	1-4(4)						

＜施策の柱2 子育て支援＞

○施策の柱2-1 地域の子育て環境の整備

施策展開 (1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点(場)の活用

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別	青年 期	子育て 当事者 への 支援		
重層的支援体 制整備事業	地域子育て支 援センターの運 営	地域の子育て支援拠点として、子育て相 談、情報提供、ボランティアグループの活 動の支援、遊びや交流の場などを提供す る地域子育て支援センター等の施設をお おむね1中学校区に1カ所設置します。 また、子育て支援センターほっぺが地域子 育て支援拠点を総括する中核的な施設と して、こどもの視点に立ったこども施策の 企画調整を行います。	こども事業 課 こども支援 課 (子育て支 援センター)	○	○	○						2-1(3)		-	○			②
重層的支援体 制整備事業	遊びの場の提 供	気軽な集いの場として、子育て支援センタ ーほっぺ・南部分室にて、プレイルームの 開放を行います。	こども支援 課 (子育て支 援センター)	○	○	○							① ②	-	○			②
重層的支援体 制整備事業	年齢別講座等	子育て支援センターほっぺ・南部分室にお いて、妊婦及び就学前の保護者を対象 に、子育て相談を行ったり、親子のふれあ い遊びの場と情報を提供します。	こども支援 課 (子育て支 援センター)	○	○								① ②	-	○			②
私立認定こど も園等運営助 成	地域活動事業	施設型給付施設等(こども園、保育所等) において、就学前児童を対象に園庭開 放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間 交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行 います。	こども事業 課		○	○				○		2-2(2) 2-3(1)		②	○			②
重層的支援体 制整備事業	こども園地域活 動事業	公立こども園において、就学前児童を対象 に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との 世代間交流、育児講座、赤ちゃんサーク ル等を行います。	こども事業 課		○	○				○		2-2(2) 2-3(1)		②	○			②
私立幼稚園振 興助成金	私立幼稚園教 育振興・子育て 支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業 と、子育て支援事業を実施することで、地 域の幼児教育支援センター的な役割を担 います。	こども事業 課		○	○												②
庄内公民館施 設運営 千里公民館施 設運営	保育室開放	千里公民館において週5回、庄内公民館 において週1回、就学前の親子を対象に 保育室を開放します。	中央公民館		○	○								-	○			-
蛸池公民館施 設運営 庄内公民館施 設運営 千里公民館施 設運営 中央公民館施 設運営	公民館登録グ ループ(子育て グループ)の支 援	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)にお いて、公民館登録グループとして、子育て グループの活動場所を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○					-	-			②
-	外国人親子の 交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の 読み聞かせや図書館利用を体験する外国 人親子の集いの場づくりを提供し、図書館 の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課		○	○	○	○	○			1-4(4) 2-1(1) 2-3(4)		②	②	○	○	②
-	子育てサロン	小学校区単位に月1～2回、子育て中の親 子の交流や情報交換の場づくりを行いま す。 【市補助事業】	(社福)豊中 市社会福祉 協議会		○									③	○			②
地域連携事業	子育て支援に 関するイベント や講座の実施	親子で参加することのできるイベントや保 護者(妊娠中を含む)を対象にした子育て に関する講座を多数実施することで、子育 てしやすい地域の環境づくりをめざしま す。	地域連携課	○	○							2-1(3)		-	-			②

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出 産 前	0 ~ 2 歳	3 ~ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
重層的支援体 制整備事業	マイ子育てひろ ば	市在住の未就学児の保護者や妊婦が子 育て支援施設に利用者登録し、より気軽 に子育て支援施設の子育て相談や、イベ ント、園庭開放を利用できる取組みを実施 しています。	こども支援 課 (子育て支 援センタ ー) こども事業 課	○	○	○						① ②	○			②
図書館活動・す べての人への 資料提供事業	もぐもぐ広場	市図書館にお弁当などを持ち込んで飲食 ができるスペースを設置し、小さなこども連 れの保護者も安心して利用できる環境の 整備に取り組んでいます。	読書振興課	○	○	○	○	○	○	○						

施策展開 (2) 地域子育て・子育てネットワークの充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出 産 前	0 ~ 2 歳	3 ~ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
—	子育て支援ネッ トワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子 育てボランティアの派遣を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中 市社会福祉 協議会		○	○						2-1(1)	③	○		②
重層的支援体 制整備事業	地域福祉ネッ トワーク会議(こ ども部会)	こども支援課が、地域福祉ネットワーク会 議のこども部会の事務局を担い、コミュ ニティソーシャルワーカーとともに各小学校 区の地域支援活動を推進するために、園 域連絡会を開催し、関係機関や団体との 連携を図ります。	こども支援 課		○	○						2-1(1)	① ②	○		②
重層的支援体 制整備事業	公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」など公民 が一体となり、地域の親子へ子育て情報 の提供とともに、遊びの場を提供します。	こども支援 課 (子育て支 援センタ ー)	○	○	○							②			
民生・児童委員 協議会	民生・児童委員 活動 主任児童委員 活動	こども支援課をはじめ地域の関係機関・団 体等と連携・協働し、見守りや支援活動を 進めます。	地域共生課		○	○	○	○	○	○		2-1(1)	⑦	○	○	②
—	小地域福祉ネッ トワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ 活動を行うとともに、子育てサロン等の子 育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中 市社会福祉 協議会		○	○	○	○				2-1(1)	③	○		②

施策展開 (3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出 産 前	0 ~ 2 歳	3 ~ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
更生保護事業	豊中地区 BBS 会活動	様々な問題を抱えるこどもと交流し、立ち 直りを支援したり、レクリエーション活動や 非行防止活動などを行います。	地域共生課						○	○	○		① ②		○	
青少年団体の 事業補助	青少年団体連 絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を 行います。	社会教育課 (青少年交 流文化館い ぶき)							○	○					
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	子育て支援セ ンターほっぺ・ 地域子育て支 援センター・社 会福祉協議会 との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、 こどもとその保護者が読書に親むための 機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○						2-1(2) 2-1(3)	②		○	

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別 学 童 期 思 春 期 青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援	
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	子ども文庫活 動の支援と協 力・連携	個々のこども文庫に対して、資料の団体貸 出、こどもの本に関する情報、文庫活動に 役立つ情報の提供を行います。また、豊中 子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、 こどもの読書の大切さについて保護者や 地域の大人の理解を深める取組みを推進 します。	読書振興課		○	○	○	○	○		2-1(1) 2-1(3)	②		○		
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	子ども読書活 動推進計画の 推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域 との連携を図り、こどもの読書環境の整備 を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○		2-1(3)					
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	子ども読書活 動連絡会	子ども読書活動推進連絡協議会を発展さ せ、市民、関係部局、関係機関からなる 「子ども読書活動連絡会」を立ち上げ、全 市的、多角的に、こどもの読書環境の見守 りを行います。	読書振興課		○	○	○	○	○		2-1(3)					
—	青少年健全育 成会	各中学校区及び義務教育学区での青 少年の健全育成活動を通じて、家庭や地 域における教育力の向上を図るとともに、 地域における子育て支援の強化を進めま す。	児童生徒課					○	○				① ⑦	○		②
子ども見まも り事業	学警合同補導・ 巡視及び広報 活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇 所や書店等への立ち入り調査並びに交通 安全指導等を行うとともに、広く市民への 啓発広報活動を行い、青少年の健全育成 を図ります。	児童生徒課					○	○				① ⑦	○		②
地域教育協議 会(すこやかネ ット)	地域教育協議 会(すこやかネ ット)	中学校区に設置された地域教育協議会の 活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連 携を充実し、地域における総合的な教育 力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支 援課		○	○	○	○			2-1(2)		②	○		②
—	高齢者による 有償育児支援 サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りな どの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊 中市シルバ ー人材 センター		○	○	○	○	○							
青少年団体の 事業補助	青少年活動指 導者の養成	青少年団体のリーダーや野外活動ボラン ティアが青少年活動の指導者として必要な 知識や技能を習得するために、青少年指 導者人権研修を行います。	社会教育課 (青少年交 流文化館い ぶき)							○	○					

○施策の柱2-2 子育てに必要な情報提供等

施策展開 (1) はぐくみセンターを中心とした利用者支援体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別 学 童 期 思 春 期 青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援	
重層的支援体 制整備事業(お やか保健課)	利用者支援事 業 (母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相 談対応を行います。必要に応じて、医療機 関、地域の子育て支援事業や、教育・保育 施設の利用について情報提供しています。	おやか保健 課	○	○	○							③	○		
重層的支援体 制整備事業	利用者支援事 業 (基本型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめ ざし、認定こども園、幼稚園、保育所など の教育・保育施設や地域の子育て支援事 業の利用にあたっての相談対応を行います。	こども支援 課 (子育て支 援センター)	○	○	○						① ②		○		
認定こども園 等入園	利用者支援事 業 (特定型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめ ざし、認定こども園、幼稚園、保育所など の教育・保育施設や地域の子育て支援事 業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付 課	○	○	○										

施策展開 (2) 子育てに関する情報発信の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	子ども大綱					
				出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年	若者			ライフステージ別 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	① ② ③ ④	① ② ③ ④	① ② ③ ④	① ② ③ ④	
外国人向け市 政案内・相談窓 口	外国人向け市 政案内・相談窓 口	外国人向け市政案内・相談窓口に外国語(英語・中国語・その他言語も対応可)のできる相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続きにかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○	○	○	○	① ② ③ ④
広報とよなか 等の発行	広報とよなかの 発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「子ども」マークを付け、より探しやすいとしています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○	○		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○	○	○	○	① ② ③ ④
外国人向け市 政案内・相談窓 口	外国人向け市 政案内情報の 発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月8言語(英語、中国語、韓国朝鮮語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)で発行します。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	① ② ③ ④	○	○	○	○	① ② ③ ④
「子育て・子育て 支援行動計画」の推進	子育て・子育て 応援アプリ「とよ ふあみ」	子育て・子育てに関する情報発信の充実を推進することに加え、妊娠・出産・育児までの関連情報を一元化して発信するアプリ「子育て・子育て応援アプリ」とよふあみ」を作成し、その円滑な運営管理を行います。	子ども政策課	○	○	○								○				②
重層的支援体 制整備事業	出前講座	子育てサロン・サークル等からの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	子ども支援課 (子育て支援センター)		○	○							① ②	○				②
重層的支援体 制整備事業	情報提供の充 実	身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て情報冊子を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わる様々な情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	子ども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○							① ②	○				②
公立子ども園 施設運営	「食育」の取組 み	心とからだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、教育・保育指導を行います。	子ども事業課		○	○						3-1(1)						
重層的支援体 制整備事業	「食」に関する 子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、子ども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手づくりおやつなどの講習を行います。	子ども事業課		○	○						3-1(1)						
公立子ども園 支援事業	外国人保護者 への保育施設 入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、英語版の入所案内を作成、配布します。	子育て給付課 子ども事業課		○	○						2-3(4)						
図書館活動・す べての人への 資料提供事業	情報提供の充 実	図書館ホームページやメールマガジンなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の充実、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	○	1-2(2)	①	○	○	○	○	②
—	子育てサロン情 報	インターネットを通じて、子育ての情報を提供します。 【市補助事業】	(社福)豊 中市社会福 祉協議会		○	○							③	○				②
教育情報化推 進事業(小学校 管理費・中学校 管理費)	保護者と学校と の連絡システム の運用	学校からの情報配信だけでなく、保護者及び学校が双方向で情報を発信できる「保護者と学校との連絡システム」の運用を行います。	教育センタ ー				○	○				1-1(3)						
重層的支援体 制整備事業	子育て情報誌 「みんなで」	妊娠期から子どもの健康、子育てにおける手続きや相談窓口・支援制度の他、就学前施設や子育て関連施設などの情報の掲載など、子育てを応援する情報を発信しています。	子ども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○							① ②	○				②
重層的支援体 制整備事業	ほっぺちゃん通 信	はぐくみセンター公式Xを活用して、施設の紹介、イベントや講座の開催予定など、豊中市の子育て支援に関する情報などをタイムリーに発信します。	子ども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○							① ②	○				②

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 幼児期	学 童 期 ・ 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
インターネットを活用した情報発信等	豊中市公式LINE	豊中市の市政情報やイベント、子育て、福祉など、自分が希望する情報を受け取ったり、市役所の窓口・公共施設等の予約などをLINEを通じて行っています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○	○	○	① ② ③ ④
コミュニケーション戦略事業	魅力発信サイト	子育てのしやすさなど、人々の暮らしの充実につながる豊中市の魅力発信に取り組めます。	魅力文化創造課	○	○	○	○	○	○	○			②	○	○	○	②

施策展開 (3) 家庭教育支援の推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 幼児期	学 童 期 ・ 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
地域連携事業	子育て・子育て・親育ち事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的に開催し、子育てしやすい地域をめざします(パパママ☆クラフトなど)。	地域連携課		○							1-3(1)		-	○		②
重層的支援体制整備事業	子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○						1-3(1)	① ②		○		②
重層的支援体制整備事業	親を学ぶプログラム	親の本来持っている力を引き出し、「親」としての自信を持って子育てができるようにワークショップを行います。参加者同士が経験・交流する中で各自が様々な事に気づき、自分自身を見つめる機会とします。	こども支援課 (子育て支援センター) (こども安心課)		○	○						1-3(1)	① ②		○		②
重層的支援体制整備事業	「安心感の輪」プログラム	日常生活の何気ないこどもの姿からこどもの欲求や気持ちを理解し、こどもの安心感を育むかわりを学ぶ機会とします。	こども支援課 (子育て支援センター) (こども安心課)		○	○						1-3(1)	① ②		○		②
小学校体験学習の推進	こども園児童とのふれあい及び育ちを学びあう機会の提供	家庭科授業の中で、①こどもの育ち方・こどもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等でこどもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	学校教育課				○					1-3(1)		②		○	
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	ブックスタート事業「えほんはじめまして」	4カ月児健康診査時の機会を活用するなど、図書館が関係部局・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会うきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○							1-3(1) 2-2(2)		②	○		②
家庭教育支援事業	家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	学び育ち支援課	○			○	○	○	○		1-2(2) 1-3(1) 2-1(3)	①	○	○	○	②

○施策の柱2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

施策展開(1) 包括的な相談・支援体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出産前	0 ~ 2歳	3 ~ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年	若者			ライフステージ別 青少年期	学童期 思春期	誕生前 ~ 幼児期	子育て 当事者への 支援
精神保健事業	こころの健康相談	こころの不調や精神疾患等に関して、予防から、早期発見早期対応、社会復帰に至るまでの一連の相談支援を行っています。親のうつ病自殺予防として産後うつ病の早期発見や、思春期の精神疾患の早期発見に努めています。	医療支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	1-4(1)	③ ⑦	○	○	○
相談(母子保健)	妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育て、不妊・不育症、グリーフケア等幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	おやか保健課	○	○	○						3-1(1)	③	○		
相談(母子保健)	妊産婦乳幼児等電話面接相談	①妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます(「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も図り対応します)。②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話・面接による保健指導を行います。	おやか保健課	○	○	○						3-1(1)	③	○		
児童虐待相談事業	子どもを守る地域ネットワーク	児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被害児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども安心課	○	○	○	○	○	○				⑥	○	○	
児童虐待相談事業	児童虐待相談事業	児童虐待の相談対応、支援を行います。	こども安心課	○	○	○	○	○	○				⑥	○	○	
子育て心の悩み相談事業	子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、親子が前向きな関係をつくる具体的なスキルを学ぶ保護者支援プログラムを実施します。	こども支援課		○	○	○									
重層的支援体制整備事業	子育て支援センターの相談事業	乳幼児の育児相談を電話や面談、訪問にて実施します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○							① ②	○		②
重層的支援体制整備事業	子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	こども事業課		○	○				○						
教育相談業務	教育相談(電話相談)	こどもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課			○	○	○					③ ⑤	○		②
教育相談業務	教育相談(来所相談)	こどもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人により豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課			○	○	○					③ ⑤	○		②

施策展開(2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型(アウトリーチ型)支援体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出産前	0 ~ 2歳	3 ~ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年	若者			ライフステージ別 青少年期	学童期 思春期	誕生前 ~ 幼児期	子育て 当事者への 支援	
訪問指導事業 (母子保健)	妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、ニーズに応じた保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	おやか保健課	○	○	○							3-1(1)	③	○		

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 ・ 思 春 期	青 年 期	子 育 く 当 事 者 へ の 支 援
訪問指導事業 (母子保健)	地区育児相談	地域の子育てサロンやこども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に出向き健康相談を行います。	おやこ保健課		○	○					3-1(1)		③	○			
訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども支援課 (子育て支援センター)		○						2-2(2) 3-1(1)		① ②	○			②
訪問事業	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、保育教諭などが家庭を訪問し、育児に関する継続相談支援を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○	○				3-1(1)		① ②	○			②
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行います。	こども支援課		○	○	○	○	○		2-3(3)		① ②	⑥			②

施策展開 (3) 多様な子育て支援の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 ・ 思 春 期	青 年 期	子 育 く 当 事 者 へ の 支 援
相談(母子保健)	宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業	産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等必要な保健指導を産後ケア事業(宿泊型及びデイサービス型)で実施します。	おやこ保健課		○						3-1(1)		③	○			
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、こども園等の開所前、終了後のこどもの預かり、こども園等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	こども支援課		○	○	○	○	○				②	④ ⑥	○	○	② ④
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	こどもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度にこどもを児童養護施設等で預かる「宿泊型ショートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」を行います。	こども支援課		○	○	○						① ②	④ ⑥	○	○	② ④
児童発達支援事業等民間委託	障害児一時預かり事業	就学前の障害や発達に課題のあるこどもについて、保護者の緊急時等一時預かりを行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○					2-3(3)		⑤				
緊急一時保育事業(公立)	一時預かり事業(一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により月12日を限度とした緊急保育を行います。	こども事業課 子育て給付課		○	○					2-4(1)		③	○			
庄内一時保育事業 北部一時保育事業	休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	こども事業課 子育て給付課		○	○					2-4(1)						
—	ボランティア派遣事業	産後の家事援助やこども園等送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○					2-1(2)		① ④	○	○		② ④
図書館活動・すべての人への資料提供事業	「図書館で一時保育」	すべての人が利用しやすく、かつ滞在したいと思える図書館にするための環境を整えるため、図書館内で保育士による託児を行い、子育て中の方が読書や勉強をするなど、自分の時間を過ごせるようサポートします。	読書振興課		○	○					2-1(3) 2-2(2) 2-3(3)		②	②	○		②

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 青年期	学童期 思春期	誕生前 幼児期	子育て 当事者への支援
子ども・子育て 世帯支援の推進	フリータイムプロジェクト	子育て支援サービスを探しやすく、使いやすくすることで保護者の子育てに係る負担感を軽減することを目的に、民間も含めた子育て支援サービスを一元的に管理・発信するポータルサイトを構築するとともに、子育て世帯の多様なニーズに応えるサービスの創出の支援や、生成AIを活用した子育て相談チャットボット開発の検討に取り組みます。あわせて、必要となる人材(ベビーシッター等)の育成に取り組みます。	こども支援課		○	○	○	○	○		2-3(3)	②	⑥	○	○	① ② ③ ④

施策展開 (4) 必要な支援を届ける環境づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 青年期	学童期 思春期	誕生前 幼児期	子育て 当事者への支援
DV 及び困難 な問題を抱える 女性支援	DV 面接・電話 相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV に関する情報提供や助言を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携とりながら、DV に関する悩みや相談に対応しています。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	1-3(1)		⑥ ⑦			④
男女共同参画 推進センターす てつぷ施設運 営管理	性別に起因する 人権の侵害 及び悩みに関 する相談事業	男女共同参画社会実現のための拠点施設における相談事業として、性別に起因する悩みにジェンダーに敏感な視点を持ち相談を実施します。複雑化する社会の中で性別役割に捉われないことなく、誰もが自分らしく生きていくために問題解決できるようエンパワメントにつながる支援を行います。	人権政策課 (とよなか 男女共同参 画推進 センターす てつぷ)					○	○	○	1-4(4)	①	① ⑦	○	○	
国際交流セン ター施設運 営管理	外国人のため の多言語相談 サービス事業	外国人に対して母語で必要な情報提供を実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (とよなか 国際交流セ ンター)	○	○	○	○	○	○	○	1-4(4) 2-2(2)		⑥ ⑦			
国際交流セン ター施設運 営管理	おとなサポート 事業	子どもを抱える外国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を設けています。	人権政策課 (とよなか 国際交流セ ンター)	○	○	○	○	○	○	○						
国際交流セン ター施設運 営管理	日本語交流活 動「もともつと つかえるにほん ご」	資格取得や就労などステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日 10 時～12 時)	人権政策課 (とよなか 国際交流セ ンター)	○	○	○	○	○	○	○						
国際交流セン ター施設運 営管理	日本語検定サ ポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年 2 回、試験の 3 か月前から 3 か月間実施)	人権政策課 (とよなか 国際交流セ ンター)	○	○	○	○	○	○	○						
重層的支援体 制整備事業	くらし再建パ ーソナルサポ ート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶぎ」、アウトリーチが必要なケースはコミュニティソーシャルワーカーと連携した支援ができる「くらし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)		④			

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 思 春 期	青 年 期
就労支援事業	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就業が著しく困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		④				
住居確保給付事業	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業で、離職者等で就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して住居確保給付金を支給します。就職活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、令和7年度からは家計改善のため転居により家賃負担等を軽減する必要がある者に対して転居費用を支給します(いずれも一定の資産・収入等要件あり。支給上限あり)。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		④				
家計改善支援事業	家計改善支援事業	家計に課題を抱える世帯から生計や債務の状況などを聴取し、生活困窮者自立支援事業と連携しながら、家計改善を通じて生活再建に向けた支援を行います。また、多重債務者の債務整理のため状況に応じて法律専門家への誘導を行います。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		④				
生活保護受給者等就労支援事業	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が要件となる方に対して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所やくらし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○	○		① ③ ④			○	① ③ ④
認定こども園等入園	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課		○	○										④
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、2017年8月からファミサポ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○					○	④
ひとり親家庭支援事業	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○					○	④
自立支援給付金事業	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供と雇用、就労促進を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○					○	④
—	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子父子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、就業・自立支援事業等を活用することで、継続的な自立・就業を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○						④
母子生活支援施設入所事業	母子生活支援施設への入所	様々な事情のため、母子保護を希望する場合、こどもと一緒に入所できます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	1-4(4)					④
—	市社協くらしささえあい事業	援助の必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協力会員を通じて行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○						2-1(2)	① ④	○	○		① ② ④

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱					
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			若者	ライフステージ別 ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
自立支援給付 金事業	ひとり親家庭高等 学校卒業程度 認定試験合格 支援	ひとり親家庭の親子の学び直しを支援することにより、よりよい就業や転職に向けた能力開発を支援し、雇用安定を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○							④
ひとり親家庭 支援事業	養育費の履行 確保支援	離婚前後の父母に対し、養育費や面会交流に関する取り決めを促進し、養育費の履行を確保します。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○							④

○施策の柱2-4 子育てと仕事の両立の推進

施策展開 (1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱					
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			若者	ライフステージ別 ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
公立こども園 施設運営	通常保育(公 立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保育を必要と認定された児童を、認定こども園・保育所等において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	こども事業課 子育て給付課		○	○											
家庭保育所事 業	家庭保育所制 度	児童の保護者の労働、疾病等により保育を必要とする児童を、市独自制度の家庭保育所において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	こども事業課 子育て給付課		○					2-3(3)							
公立こども園 施設運営	延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に応えるため、開所時間をこえて1時間または2時間の延長保育を実施します。	こども事業課 子育て給付課		○	○											
公立こども園 施設運営	1号認定児の預 かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に預かり保育を実施します。	こども事業課 子育て給付課			○											

施策展開 (2) 家庭・企業・事業所等への啓発

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱					
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			若者	ライフステージ別 ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
男女共同参画 推進センターす てっぷ施設運 営管理	男女共同参画 に関する学習	男女共同や仕事と子育ての両立などについての講演会や親同士のネットワーク、子育てについてのフリートーキング、ふれあい遊びなどを行い、男女共同参画の啓発を行います。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	○							③
男女共同参画 推進センターす てっぷ施設運 営管理	男女共同参画 の推進のため のアウトリーチ (地域啓発)事 業	地域に向き男女共同参画についての講座(ジェンダー平等教育推進助成事業、デートDV防止出前講座)を実施し、啓発します。地域とのつながりをつくるとともに自前講師育成につなげます。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○		⑦						
就労支援事業 (生活困窮者 等)無料職業紹 介事業	地域就労支援 センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意欲が乏しい若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課						○	○	2-3(4)				○		③ ④

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別 ライフステージを通し	誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
無料職業紹介事業	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現するために、職業安定法に基づく無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチング、及び就職後の定着支援を行っています。また、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課							○	○	2-3(4)				○	③ ④
労働相談啓発業務	労働関係法令等の啓発	勤労者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課						○	○						○	

＜施策の柱3 安心・安全なまちづくり＞

○施策の柱3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

施策展開 (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談支援体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生 相当年			若者	ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前～幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
母子健康手帳 交付事業	母子健康手帳の交付(妊娠届の受理)時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	おやこ保健課	○							2-2(2)		③	○			
健康教育(母子保健)	妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師、栄養士、歯科衛生士が講話などを行う「マタニティークラス」、調理実習を行う「マタニティークッキング」を開催します。	おやこ保健課	○									③	○			
健康教育(母子保健)	両親教室	初めての妊娠を迎える妊婦とパートナーを対象に、妊娠・出産・育児について学び、意見交換をします。助産師会に委託しています。	おやこ保健課	○							2-4(2)		③	○			
健康教育(母子保健)	離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。	おやこ保健課		○								③	○			
食育関連事業	幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講座を行います。また、希望する保護者には相談も行います。	おやこ保健課		○								③	○			
応急手当の普及啓発	乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るため、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 救急救命課	○	○	○								○			
相談(母子保健)	妊娠前からの健康づくり(プレコンセプションケア)	若い男女が将来どんな人生を送りたいのかを考えて、今の自分の体の状態や生活と向き合う妊娠前のヘルスケアとして、早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、子どもを望んだ時に健やかな妊娠や出産につながり、次世代を担う未来のこどもの健康の可能性を広げるための取組みを実施します。	おやこ保健課	○									③	○	○		

施策展開 (2) 母子保健事業の推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生 相当年			若者	ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前～幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
妊産婦健康診査	妊婦健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票を交付し(母子健康手帳別冊綴りこみ)、それに基づき個別医療機関(大阪府内の委託医療機関)で健診を実施。府外の受診者には還付しています。	おやこ保健課	○							3-1(5)		③	○			
妊産婦健康診査	産婦健康診査事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	おやこ保健課		○								③	○			
乳幼児健康診査	4か月児健康診査	集団健診で小児科医による診察、個別相談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3か所です。それぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課		○								③	○			
乳幼児健康診査	1歳6か月児健康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による診察をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場です。それぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課		○								③	○			

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ライフ ステージ を通し	ライフ ステー ジ	別 学 童 期 思 春 期	青 年 期
乳幼児健康診 査	3歳6か月児健 康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による診 察・屈折検査、保健師・歯科衛生士・栄養 士・心理相談員の相談や保健指導を行いま す。視聴覚の検査は、スクリーニングの 結果に基づき、必要な児に対して、眼科 医・耳鼻科医に紹介状を発行しています。 千里保健センター、中部保健センター、庄 内保健センターの3会場です。それぞれ月1～ 2回実施しています。	おやこ保健 課			○						③	○			
二次健診	二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳 幼児に対し二次健診を行うことにより、疾 病や障害の早期発見・治療につなげると ともに、その保護者に対し相談や保健指 導を実施します。また、未熟児や身体障害 などの児に対して医師や心理士による相談 や必要な療育指導を行うことで、その家 族の不安の解消や孤立の解消、障害の受 容をめざします。	おやこ保健 課		○	○				2-3(4)		③	○			
相談(母子保 健)	育児相談(乳幼 児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相 談などで指導が必要と思われる乳幼児の 保護者を対象に、保健師・栄養士による個 別相談(育児、栄養、発達)などを行います (予約制)。	おやこ保健 課		○	○						③	○			
母子健康手帳 交付事業	外国語・日本語 併記母子健康 手帳	在日外国人で必要な方に、10か国語(英 語、中国語、タガログ語、インドネシア語、 ハングル語、タイ語、ポルトガル語、スペ イン語・ベトナム語・ネパール語)と日本語併 記の母子健康手帳を交付します。	おやこ保健 課	○						2-3(4)		③	○			
乳幼児健康診 査	新生児聴覚検 査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期の 療育等必要な支援につなげることを目的 に医療機関での検査費用の一部を助成し ます。	おやこ保健 課		○					3-1(5)		③	○			

施策展開 (3) 小児医療体制の確保

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ライフ ステー ジ を通し	ライフ ステー ジ	別 学 童 期 思 春 期	青 年 期
豊能圏域救急 医療対策事業	豊能広域こども 急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面 市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町 が協力して、箕面市に小児初期救急医療 診療所を開設し、小児救急医療体制の充 実を図ります。	保健安全課		○	○	○	○				③	○	○		② ③
—	地域周産期母 子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ 妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医 療やケアを提供しています。	市立豊中病 院総務課	○	○							③	○			
—	NICU (新生児集中治 療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何 らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生 まれ治療が必要な赤ちゃんも入院してい ます。	市立豊中病 院総務課		○							③	○			

施策展開 (4) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
公園安全安心対策事業	都市公園等安全・安心対策事業	こどもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課		○	○	○	○	○	○			②	○	○	○	②
健康政策の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働ですべてのこども園・小中学校に受動喫煙防止横断幕を設置しており、今後は順次経年劣化した横断幕の取り換えを行います。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は、敷地内全面禁煙となります。	健康推進課		○	○	○	○					①	○	○		
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者に「とよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にして冊子やホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することを通して、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成もはかりながら、「このまちなかで子育て応援」をするまちづくりをめざします。	こども政策課	○	○	○					2-2(2)	②		②	○		②
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換または遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板またはステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんには赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	こども政策課		○	○								②	○		②
市営住宅施設運営管理	市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前のこどもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○							④	○			①
市営住宅施設運営管理	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○				④	○	○		①
交通安全整備事業	歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(2012年9月策定)2022年度以降は「歩道改良実施計画(2021年度改訂版)」(2022年3月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の拡幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○					○	○	○	

施策展開 (5) 子育て家庭への経済的な支援

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
固定資産税等課税事務事業	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の寡婦及びひとり親で、所得・所有資産・年税額の一定要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課	○	○	○	○	○	○			2-3(4)					④

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ	別 学 童 期 思 春 期	青 年 期
重度障害者福 祉手当支給	障害児福祉手 当	重度障害児に対してその障害のため必要 となる精神的、物質的な特別の負担の軽 減の一助として手当を支給することによ り、特別障害児の福祉の向上を図ることを 目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	⑤	○	○	○	①
重度障害者福 祉手当支給	特別児童扶養 手当	精神または身体に障害を有する児童に手 当を支給することにより、これらの児童の 福祉の増進を図ることを目的としていま す。	障害福祉課		○	○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	⑤	○	○	○	①
未熟児養育医 療給付事業	未熟児養育医 療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に 必要な医療の給付を行います。	おやこ保健 課		○							③	○			
小児慢性特定 疾病医療費助 成	小児慢性特定 疾病医療費助 成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審 査のため小児慢性特定疾病審査会を運営 します。	おやこ保健 課		○	○	○	○	○			③	○			
結核児童療育 給付事業	結核児童療育 給付事業	結核にかかっている児童に適切な医療を 給付し、あわせて学習用品等を支給しま す。	おやこ保健 課		○	○	○	○	○			③	○			
子ども医療費 助成事業	子ども医療費 助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのこど もの医療費の自己負担額(保険診療に限 る)を助成します。ただし、1医療機関1日 500円、月2回を限度に一部自己負担金 があります。	子育て給付 課		○	○	○	○	○			③	○			①
助産制度	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産 費用の負担が困難な方は、指定の助産施 設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付 課	○						○	1-4(4) 2-3(4)	③	○			①
教材費等の実 費徴収に係る 補足給付事業	給食費・教材費 等の実費徴収 に係る補足給 付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難 である世帯のこどもの保護者が支払うべき 日用品、文房具等の購入費用または行事 への参加費用等を補助することで特定教 育・保育のさらなる円滑な利用を図りま す。	子育て給付 課		○	○					1-4(4) 2-3(4)	③	○			①
償還払分施設 利用等給付費	償還払分施設 等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象と なる児童の保護者に対し、預かり保育・認 可外サービス利用の費用を償還払い(認定 要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付 課		○	○					1-4(4) 2-3(4)					①
認定こども園 等入園	第2子以降の 保育料無償化	認可保育施設などに在籍する第2子以降 の保育料を無償化します。	子育て給付 課		○	○							○			①
児童扶養手当	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童 や、父もしくは母が政令で定める程度の障 害の状態にある児童等が、育成される家 庭の生活の安定と自立の促進に寄する とともに、児童の福祉の増進を図ることを 目的として支給されます。	子育て給付 課		○	○	○	○	○	○	2-3(4)					④
ひとり親家庭 等医療費助成 事業	ひとり親家庭医 療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひと り親家庭の児童とその保護者の医療費の 自己負担額(保険診療に限る)を助成しま す。ただし、1医療機関1日500円、月2 回を限度に一部自己負担金があります (所得制限あり)。	子育て給付 課		○	○	○	○	○	○	2-3(4)					④
私立認定こど も園等費負担 金(民間保育所 負担金) 公立こども園 使用料	ひとり親世帯・ 在宅障害者世 帯及び多子世 帯の利用者負 担額(保育料) 軽減措置	従前から一定の軽減措置を実施してい る中、国からの幼児教育の段階的無償化の 方針に則り、範囲を拡大し、該当する世帯 の利用者負担額を軽減するものです。	子育て給付 課		○	○				○	2-3(4)					④
母子父子寡婦 福祉資金貸付 金	母子父子寡婦 福祉資金貸付 金	高校、大学等の修学に必要な資金など、 母子父子寡婦福祉資金の貸付を行いま す。	子育て給付 課						○	○	1-4(4) 2-3(4)					④
小学校特別支 援教育就学奨 励、中学校特別 支援教育就学 奨励	特別支援教育 就学奨励費制 度	市立小・中学校、義務教育学校の特別支 援教育の普及奨励を図るため、特別支援 学級及び通級学級に就学する児童・生徒 の保護者に対し、奨励費を支給すること により経済的負担を軽減しています。	学務保健課				○	○			1-4(4) 2-3(4)	④				①
要・準要保護児 童就学援助(小 学校)、要・準 要保護生徒就 学援助(中学校)	要・準要保護児 童(生徒)就学 援助	経済的な理由により就学が困難と認めら れる児童・生徒の保護者に対して、学用品 費等を援助します。	学務保健課				○	○			1-4(4) 2-3(4)	④				①

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ~ 2 歳	3 ~ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 患 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
入学支度金貸付あっせん	私立高等学校入学支度金貸付あっせん制度	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあっせん及び利子等を補給しています。	学務保健課							○		1-4(4) 2-3(4)	④				①
不妊治療等支援事業	不妊症治療費等助成事業	保険診療で行った不妊治療等の費用の自己負担分を助成します。	おやこ保健課	○									③	○			
不妊治療等支援事業	不妊症・不育症オンライン専門相談	不妊症や不育症の検査や治療について、産婦人科医師がオンラインで相談を受けます。	おやこ保健課	○									③	○			
不育症医療費助成事業	不育症治療費等助成事業	妊娠はするものの、2回以上の流産や死産等の不育症に悩む、法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、医療保険が適用されない不育症検査及び治療に要した費用の一部を助成します。	おやこ保健課	○								3-1(5)	③	○			
妊産婦健康診査	初産科受診支援事業	市民税非課税世帯の方を対象に、妊娠の判定のために産科を受診する初回の費用(保険診療外に限る・上限あり)を助成します。	おやこ保健課	○									③	○			
コミュニケーション戦略事業	魅力発信サイト	子育てのしやすさなど、人々の暮らしの充実につながる豊中市の魅力発信に取り組めます。	魅力文化創造課	○	○	○	○	○	○	○	○		②	○	○	○	②

○施策の柱3-2 こどもの安全確保

施策展開 (1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ~ 2 歳	3 ~ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 患 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
防犯活動支援事業	青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	2-1(3)	⑦		○	○	②
パトロール事業と散乱ごみ・不法投棄対策事業	青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯にこどもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○									
更生保護事業	更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課						○	○	○	3-2(3)	①		○	○	
学校教育課一般事務事業(小学校管理費)	子どもの安全見まもり隊	PTAや健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織するこどもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路におけるこどもの見守り活動を行うことにより、こどもの安全を確保することを目的としています。	学校教育課				○	○							○		②
子ども見まもり事業	「こども 110 番の家」運動	地域住民等に「こども 110 番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課				○	○					⑦		○		②
防犯活動支援事業	こどもの安全 110 番パトロール隊	ごみ収集や水道検針などの業務で市内を走る公用車にパトロール隊のステッカーを貼り、市民への啓発を行うとともに、街頭犯罪の警戒を行います。また郵便集配バイク及びタクシー等の車両が参加しています。	危機管理課		○	○	○	○	○	○			① ⑦		○		②

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 思 春 期	青 年 期
—	学警連絡会兼 協働委員会	大阪府箕面子ども家庭センター、豊中警察署、豊中南警察署、大阪府池田少年サポートセンター、豊中地区少年補導協働委員会、豊中南地区少年補導協働委員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取り組みます。	児童生徒課				○	○					⑦	○		②

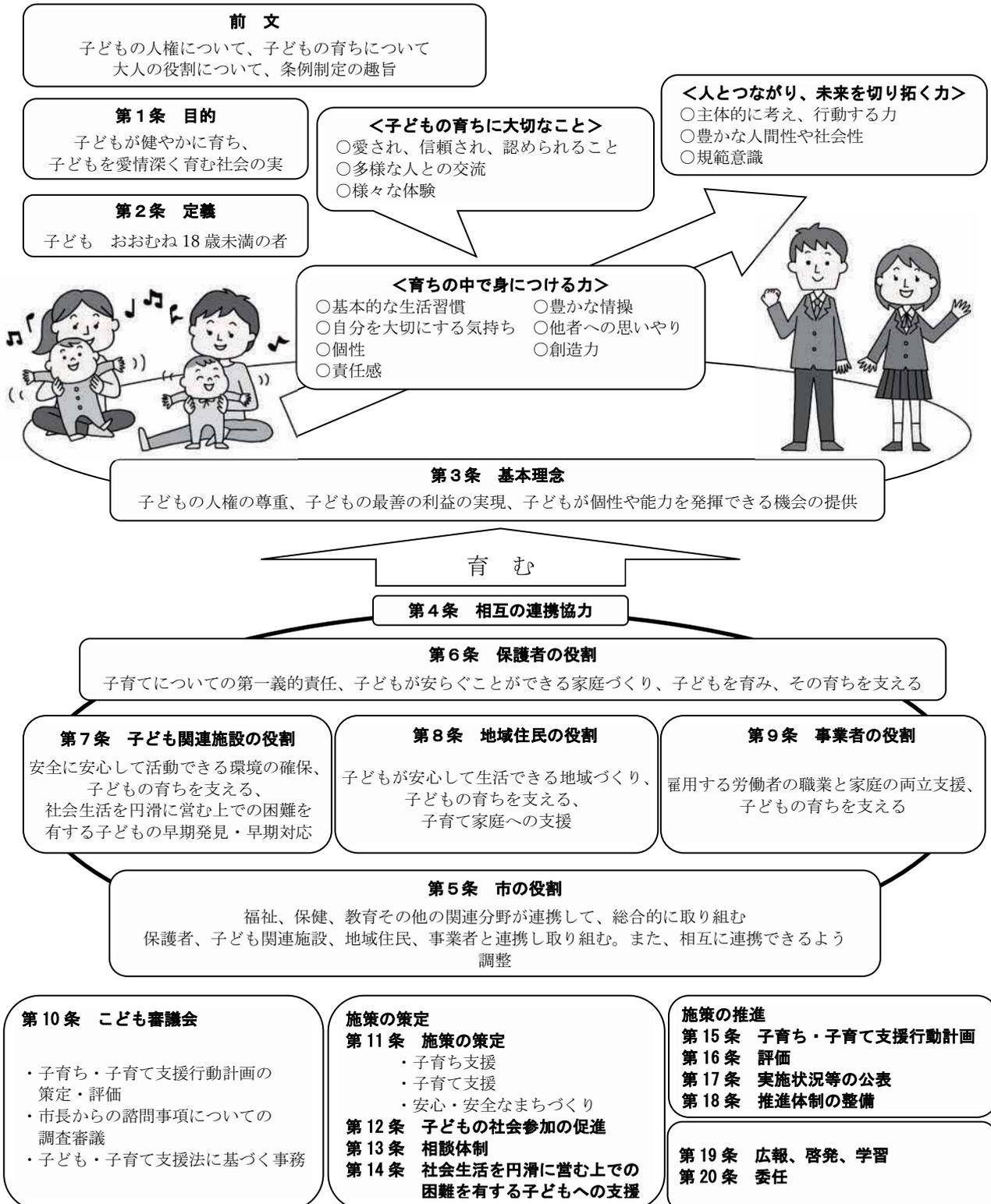
施策展開(2) こどもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、 交通安全活動の推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ 別	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 く 当 事 者 へ の 支 援
自主防災体制 推進事業	防災に関する 出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○		③	⑦	○	○	○	② ③
自主防災体制 推進事業	防災アドバイザー 派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災アドバイザーを地域に派遣し、防災対策に関する講演会等を実施します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○			⑦	○	○	○	② ③
防犯設備補助	防犯カメラ設置 補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○			⑦	○	○	○	②
見守りカメラ事 業	見守りカメラ事 業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○			⑦	○	○	○	②
交通安全啓発 事業	通学路交通安 全プログラムの 推進	各小学校区の通学路や未就学児の移動経路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、安全対策を推進します。	交通政策課		○	○	○						⑦	○		○	②
交通安全啓発 事業	交通安全啓発 事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、保育所や幼稚園、認定こども園、学校等を対象とした交通安全教室を実施します。	交通政策課		○	○	○	○	○				⑦	○		○	②
ジュニア救命サ ポーター事業	ジュニア救命サ ポーター事業	市内小学校の5年または6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、こどもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課				○					③	②	○			
防火・防災普及 啓発	子どもに対する 防火・防災教育	幼稚園等の幼児、小学校・中学校の児童・生徒を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課			○	○	○					②				

2 条例等

■豊中市子ども健やか育み条例

<条例の概要>



平成 25 年 4 月 1 日

条例第 23 号

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、まわりの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、自分を大切にすゝる気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。そして、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へととなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもとしっかりと向き合い、子どもの思いや意見を尊重し、子どもにとって最もよいことは何なのかを子どもと共に考えることが大切です。また、大人は、子どもが大人の姿を見て育つことを自覚し、自分の言葉や行動に責任をもたなければなりません。

市においては、「青少年健全育成都市」を宣言し、「豊中市子ども総合計画」や「豊中市次世代育成支援行動計画」に基づき子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化など子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人それぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で子どもを育てていかなければなりません。また、自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行っていかねばなりません。

ここに私たちは、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子育て・子育ての支援に関する施策について必要な事項を定めることにより、子育て・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども関連施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類するもので市規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな育ちは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること。
- (3) 子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう、子どもの力を信頼し、又は認めるとともに、その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと。

(相互の連携協力)

第4条 市、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者は、子ども及び子育て家庭への支援に関心を持ち、子どもの健やかな育ちを支えるために、各々の役割を果たし、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(市の役割)

第5条 市は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野が連携して総合的に取り組むものとする。

- 2 市は、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者と連携して子育て・子育ての支援に関する施策の推進に取り組むものとする。
- 3 市は、子育て・子育ての支援に関する施策の推進に当たっては、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者が、相互に連携を図りながら協力することができるよう、支援及び調整を行うものとする。
- 4 市は、子ども及び子育て家庭への支援を行うため、職員の育成を行うとともに、地域での人材育成に取り組むものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものであって、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもの情操を豊かにするとともに、基本的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて、子どもを育み、その育ちを支えるように努めるものとする。

(子ども関連施設の役割)

第7条 子ども関連施設は、子どもの安全を確保して、子どもが安心して活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 子ども関連施設は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもを早期に発見して必要な対処を行うように努めるものとする。
- 3 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の子どもが育ち学ぶことを目的とする子ども関連施設は、子どもの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて、自他を尊重する心、責任感を培いながら主体的に考え行動する力、豊かな人間性や社会性、規範意識等社会で生きる力を育むように努めるものとする。
- 4 子ども関連施設において、子どもを対象とした遊びや学習等の事業を実施する場合は、身近な社会生活や自然等に対する子どもの興味や関心を引き出すことができるよう、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもが安心して生活することができる地域づくりに努めるものとする。

- 2 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。
- 3 地域住民は、保護者と子どもが共に交流することができる機会の提供や地域における見守り、子育てに関する経験の提供等子育て家庭への支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供に努めるものとする。

(こども審議会)

第10条 市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、子どもの健やかな育ちに関する重要事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 保護者
 - (4) 市民団体の代表
 - (5) 福祉の関係団体の代表
 - (6) 事業者の代表
 - (7) 労働者の代表
 - (8) 子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者
 - (9) 関係行政機関の職員
- 5 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(子育て・子育ての支援に関する施策の策定)

第 11 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、これを推進するものとする。

- (1) 子育て支援
 - ア 保育及び教育環境に関すること。
 - イ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。
 - ウ 子どもの居場所づくりに関すること。
 - エ 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。
- (2) 子育て支援
 - ア 地域の子育て環境の整備に関すること。
 - イ 子育てに必要な情報提供等に関すること。
 - ウ 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。
 - エ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。
- (3) 安心・安全なまちづくり
 - ア 生活環境、保健・医療体制等に関すること。
 - イ 子どもの安全に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子どもの健やかな育ちに関して必要なこと。

(子どもの社会参加の促進)

第 12 条 子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について意見を表明することができる。市に

おいては、表明された子どもの意見の内容を審議会に報告するものとする。

- 2 市は、子どもが意見を表明することができやすくなるように施策の情報を提供するものとする。
- 3 市は、施策の策定に当たっては、第 1 項の規定により表明された子どもの意見を反映するように努めるものとする。

(相談体制)

第 13 条 市は、子どもが、自分自身のこと、家庭及び学校のこと、暴力、虐待及びいじめのこと等どのような内容についても、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができる窓口の体制整備に取り組むとともに、これらの相談窓口の周知を図るものとする。

- 2 職員は、子どもからの相談を受ける場合、子どもの意思を十分に尊重しながら対応するものとする。
- 3 市は、子どもからの相談内容や子どもが置かれている状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援)

第 14 条 市は、保護者、子ども関連施設及び地域住民と連携して社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもの早期発見に努めるものとする。

- 2 市は、前項に規定する子どもが、社会的援助を必要とする場合にあっては、子どもの状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの意思を十分に尊重し、かつ、継続した支援を行うものとする。

(子育て・子育て支援行動計画)

第 15 条 市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 11 条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項(法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。)を定める子育て・子育て支援行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 3 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(評価)

第 16 条 市長は、行動計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた審議会は、その内容を評価し、その結果を市長に通知する。

この場合において、審議会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

- 3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

(実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、前条第 1 項に規定する施策の実施状況及びこれについての審議会の評価の結果を公表しなければならない。この場合において、同条第 2 項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとする。

- 2 前項の規定により公表された施策の実施状況及び審議会の評価等について、市民は、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、行動計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発並びに学習)

第 19 条 市は、この条例について、子どもを含めた市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習の機会を提供するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 10 条並びに次項及び附則第 4 項の規定 市規則で定める日
〔平成 25 年 6 月規則第 80 号により、平成 25 年 7 月 1 日から施行〕
 - (2) 第 15 条第 1 項(法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項に係る部分に限る。)の規定 法の施行の日
- 2 法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定により同項の市町村行動計画として策定され、同条第 5 項の規定により公表されている豊中市次世代育成支援行動計画は、第 15 条第 1 項の規定により策定され、同条第 4 項の規定により公表された行動計画とみなす。この場合において、第 16 条及び第 17 条の規定は、当該行動計画に係る平成 25 年度分の施策の実施状況から適用するものとする。

4 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成27年3月24日条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は平成2年（1990年）9月21日にこの条約に署名し、平成6年（1994年）4月22日に批准を行いました。

この条約は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」など、条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方は、「差別の禁止（差別のないこと）」「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」「子どもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）」の4つの「原則」とされており、これらは「こども基本法」にも取り入れられています。



3 審議会等

■豊中市子ども審議会規則

平成 25 年 6 月 28 日

規則第 81 号

(目的)

第 1 条 この規則は、豊中市子ども健やか育み条例(平成 25 年豊中市条例第 23 号。以下「条例」という。)第 10 条第 7 項の規定に基づき、豊中市子ども審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、条例第 10 条第 4 項第 2 号及び第 3 号の委員を除き、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第 1 項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時委員)

第 5 条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則(平成27年3月25日規則第20号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

■豊中市子ども審議会委員名簿

令和6年(2024年)11月現在

会長◎・副会長○(区分順・五十音順・敬称略)

	区 分	名 前	所属名	役 職
1	学識経験者	伊藤 篤	甲南女子大学	教授
2		小野 るす 摩耶 ◎	同志社大学	准教授
3		中橋 美穂 ○	大阪教育大学	教授
4	市民	片岡 伸元		
5		土井 亜希子		
6		脇坂 久美		
7	市民団体等	安家 比呂志	豊中市民間保育園連合会	会長
8		植村 美代子	豊中市青少年団体連絡協議会	副会長
9		浦 耕太郎	連合大阪豊中地区協議会	副議長
10		大塚 幸美	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会	職員
11		河本 良昭	豊中商工会議所	副会頭
12		北島 孝通	豊中市認定こども園協議会	会長
13		佐々木 文子	社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会	理事長
14		中川 由紀子	豊中市民生・児童委員協議会連合会	主任児童委員
15		伴野 多鶴子	豊中市地域教育協議会	会長
16		平井 薫	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会	副会長
17		星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会	会長
18	三石 深雪	豊中市私立幼稚園連合会	会長	
19	行政機関	寺本 正行	豊中市立小学校校長会	高川小学校長
20		福田 滋	大阪府箕面子ども家庭センター	所長
21	※学識経験者	井上 景	長野大学	准教授
22	※市民団体等	浜田 真樹	大阪弁護士会 子どもの権利委員会	
23		鷺島 実	箕面子ども家庭センター里親会	会長
24		土井 聡子	社会福祉法人大阪水上隣保館 翼	施設長
25		中村 みどり	CVV(Children's Views & Voices)	副代表

※臨時委員

■豊中市子ども施策推進本部会設置要綱

(設置)

第1条 豊中市子ども健やか育み条例に基づく行動計画の策定及び推進を図るため、豊中市子ども施策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に基づく施策の進行管理に関すること。
- (3) 行動計画に基づく施策の推進及び調整に関すること。

(組織)

第3条 本部会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 本部会議の委員長は子ども未来部長、副委員長は教育委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、本部会議の委員の追加をすることができる。

(運営)

第4条 委員長は、本部会議を総理する。

- 2 本部会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(連絡会義)

第5条 本部会議の円滑な運営を図るため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、連絡会議の委員の追加をすることができる。
- 3 連絡会議の座長は子ども政策課長、副座長は社会教育課長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議は、必要に応じて座長が召集する。

(専門部会)

第6条 連絡会議に特定の施策及び専門事項の調査・研究及び検討を行わせるため、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の招集については別に定める。

(実務担当者会議)

第7条 連絡会議はその所掌事務を行うにあたり、必要があると認めるときは、実務担当者会議を置

くことができる。

2 実務担当者会議の招集については別に定める。

(庶務)

第8条 本部会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年(2013年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年(2014年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年(2014年)10月14日から施行する。

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日より施行する。

別表1

豊中市こども施策推進本部会議

委員長	こども未来部長
副委員長	教育委員会事務局長
委員	都市経営部長 都市活力部長 市民協働部長 市民協働部理事 福祉部長 こども家庭支援監 教育委員会事務局教育政策監

別表2

豊中市こども施策推進本部連絡会議

座長	こども未来部	こども政策課長
副座長	教育委員会	社会教育課長
委員	人権政策課	人権政策課長
	都市経営部	経営戦略課長
	都市活力部	魅力文化創造課長
	市民協働部	くらし支援課長
	福祉部	地域共生課長
		福祉事務所長
		障害福祉課長
こども未来部	こども支援課長	
	こども安心課長	
	おやこ保健課長	
	こども事業課長	
	子育て給付課長	
教育委員会	教育総務課長	
	読書振興課長	
	中央公民館長	
	学校教育課長	
	児童生徒課長	
	学び育ち支援課長	
	教育センター所長	

4 計画策定にあたっての意見聴取

■こども審議会の審議状況

本計画の策定にあたっては、条例第10条に基づく「豊中市こども審議会」において、子育て・子育てに関する総合的な検討を図るため、計画内容の審議を行いました。

年月日	会議名	主な議事内容
令和5年 (2023年)	8月28日 (月) 令和5年度 第2回 こども審議会	○第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について ・第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について（諮問） ・豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査について ・社会的養育推進のあり方検討部会の設置について
	10月23日 (月) 令和5年度 第1回 社会的養育推進の あり方検討部会	○社会的養育推進のあり方検討部会について ○社会的養育推進計画について ○現在の豊中市のこどもたちの状況について ○豊中市社会的養育推進計画骨子素案について
	10月24日 (火) 令和5年度 第3回 こども審議会	○豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査について
令和6年 (2024年)	3月15日 (金) 令和5年度 第2回 社会的養育推進の あり方検討部会	○豊中市社会的養育推進計画骨子案について ○「豊中市児童相談所・一時保護所に期待すること」 ○「大阪府池田子ども家庭センターの業務」 ○「こども・若者を中心とした計画策定を」
	3月19日 (火) 令和5年度 第4回 こども審議会	○第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画策定に向けたニーズ等調査結果（速報）について ・子育て・子育て支援に関するアンケート ・ひとり親家庭等の自立促進のための計画策定に向けたアンケート
	5月13日 (月) 令和6年度 第1回 義務教育就学前の 保育・教育のあり 方検討部会	○待機児童発生等に係る保育定員暫定確保量の設定について
	6月5日 (水) 令和6年度 第1回 社会的養育推進の あり方検討部会	○「里親家庭の現状と豊中市児童相談所に期待すること」 ○「児童養護施設の現状と課題」 ○代替養育を必要とするこどもの数 等について

年月日		会議名	主な議事内容
令和6年 (2024年)	7月10日 (水)	令和6年度 第1回 こども審議会	○第3期豊中市子育て支援行動計画に係る以下の審議 ・計画の位置づけについて ・計画の骨子案について ・これまでの取組みと今後の課題等について ・ひとり親家庭等自立促進計画について ・若者自立支援計画について
	7月19日 (金)	令和6年度 第2回 義務教育就学前の 保育・教育のあり 方検討部会	○子ども・子育て支援法に基づく第3期市町村計画にかかる教育・保育の「量の見込み」について
	7月22日 (月)	令和6年度 第2回 社会的養育推進の あり方検討部会	○「児童相談所の法的対応について～子どもの意見表明支援等」 ○豊中市社会的養育推進支援計画 ・中間案について
	9月17日 (火)	令和6年度 第2回 こども審議会	○第3期豊中市子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について ・施策展開について ・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画について ・第3期豊中市子育て支援行動計画に内包する個別計画について
	9月30日 (月)	令和6年度 第3回 義務教育就学前の 保育・教育のあり 方検討部会	○子ども・子育て支援法に基づく第3期市町村計画にかかる教育・保育定員の確保方策について
	11月11日 (月)	令和6年度 第3回 社会的養育推進の あり方検討部会	○豊中市社会的養育推進計画 最終案(はぐくみプラン包含後)について ○豊中市社会的養育推進計画 今後の進行管理等について
	11月25日 (月)	令和6年度 第4回 義務教育就学前の 保育・教育のあり 方検討部会	○第3期子育て支援行動計画 ・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画(乳児等通園支援事業)について
	12月26日 (火)	令和6年度 第3回 こども審議会	○第3期子育て支援行動計画 ・「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について(答申)

■ニーズ等調査及び懇談会・ヒアリングの実施

計画の策定に向けた基礎資料とするため、こどもや保護者、子育て支援関係者に対して、市の子育て・子育て支援に対する意見や要望、教育・保育ニーズなどを把握するための調査を実施しました。

	こども本人	保護者	支援者(機関)
アンケート	子育て・子育て支援に関する ニーズ等調査		地域の関係者への アンケート
ヒアリング	こどもへの ヒアリング	保護者・支援者(関係機関)への ヒアリング	

1. 子育て・子育て支援に関するニーズ等調査（アンケート）

計画策定の基礎資料とするため、保護者に対しては就労状況や教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用意向等、こども本人に対しては、学校生活や日常生活でのこと、将来のこと等への思いや考えを把握するため、ニーズ等調査を実施しました。

実施内容					
対象者		抽出人数 ※	有効回収数		有効回収率
				うちWEB回答	
保護者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	4,214人	1,449件	813件	34.4%
	小学生（6～11歳児）（義務教育学校前期課程を含む）の保護者	2,518人	900件	494件	36.9%
こども本人	小学5年生（義務教育学校5年生を含む）	890人	270件	—	30.3%
	中学2年生（義務教育学校8年生を含む）	880人	248件	—	28.2%
	高校2年生相当年齢の方	844人	146件	70件	17.3%
合計		9,346人	3,013件	1,377件	32.2%
調査方法	郵送により配布。回収は郵送、もしくは一部についてWEBアンケートによる返信				
調査期間	令和5年（2023年）12月8日～12月27日 （令和6年（2024年）1月31日回収分をもって回収締め切り）				

※住民基本台帳より年齢配分・地域配分を勘案して、令和5年（2023年）11月1日時点で無作為抽出
その他個別計画である「ひとり親家庭等自立促進計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」については、別途アンケート調査を実施しました。

2. こどもへのヒアリング

	実施内容
調査期間	①令和6年2月 ②令和6年1月から3月 ③令和6年3月、6月 ④令和6年5月から6月
対象者	就学前児童から高校生までの児童・生徒
実施方法	学校等を訪問してヒアリングを実施
訪問先	①認定こども園 3園 ②小学校 2校、中学校 3校、高校 3校 ③地域子ども教室 2か所（アンケート） ④こどもの居場所 9か所
実施人数	①就学前児童 37人 ②小学生 37人、中学生 16人、高校生 21人 ③小学生 24人 ④就学前児童 4人、小学生 11人、中学生 13人、高校生 3人
主な意見	<p>○居場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おともだちがさそってくれて遊べるので、保育園が好き。 ・否定されないのがよい、ありのままを受け入れてくれる心地よさ。親ではない大人、大学生、中学生などいろいろな世代と話ができるのが楽しい。 ・家族や学校の先生以外に、塾の人、近所の人、先輩に、学校や部活、進路について話や相談をする。 ・スポーツや地域の魅力を知る体験活動、いろいろな人と交流できるイベントなどがあれば参加したい。 ・体験活動を通じて、自分が必要とされる喜びや協働する力が身についた。 <p>○相談について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刻なものは「親しくは無いがちょっと知っている人」くらいの距離間の人。全く知らない人だと「何もわかってくれないくせに」と思ってしまう。 ・深刻な相談は身近な人には話さない。話すとしたら自分を直接知らない人（相談窓口など）の方が気が楽。 ・将来就いてみたい職業はあるが、自分に合わなかったらどうしようかと不安。人生の先輩の体験談などが聞けたり、相談できたりする場がほしい。 ・自分の考えや話を聞いてもらえる機会は貴重なので、これからも大切にしてほしい。 <p>○環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設での自習スペースの充実や、勉強をみてもらえる場所がほしい。 ・通っていたこども食堂でお手伝いをするようになって、より積極的に参加できるようになった。 ・成年年齢が18歳に引き下げられて、できることとともに責任も増えるので、不安な気持ち大きい。

3. 地域の子育ち・子育て支援の関係者へのアンケート

	実施内容
調査対象	民生・児童委員、主任児童委員、校区福祉委員会、自治会・地域自治協議会、自主防災組織、就学前教育・保育事業者、障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス等）、社会福祉事業者（高齢）、社会福祉事業者（障害）、こどもの居場所運営者などの団体関係者
調査方法	地域福祉ネットワーク会議（生活圏域7ブロックごとに開催）で配布・回収
調査期間	令和5年2月9日から3月5日
回収件数	7ブロック合計 343件
主な意見	<p>○こどもや子育て家庭について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親が積極的にこどもに関わるようになった。 ・こども食堂やこども見守り活動など、地域の中でこどもを見守りながら育てている。 ・最近、ひきこもりのこどもが増えているように思う。 ・子育ての同世代と世代間の交流が薄い。 ・子育てに不安を感じている人が多い。相談相手がいなくて、その不安を1人で抱えてしまうケースが多い。 ・貧困母子家庭への経済的支援や、経済的自立ができるような就労支援は必要と考える。 ・活用できる制度・サービスの情報を自発的に入手しづらい世帯が多く、丁寧な情報提供が必要。 <p>○所属団体で不足しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンパワー ・個人の知識や経験 ・他の機関（公共機関を除く）との連携 <p>○社会全体でこどもや子育て家庭を支えるための課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりが薄れていく中で、どう接していいかわからない。 ・集団や社会になじめないこどもが増えているように思う。 ・こどもの立場で生きやすい・住みやすい地域が必要。 ・地域と子育て家庭のつながりの強化。 ・地域と教育・保育施設（保育所や学校など）とのつながり強化。

4. 保護者、子育ち・子育て支援の関係者へのヒアリング

	実施内容
対象者	<ol style="list-style-type: none"> ①就学前保護者 ②こどもの居場所の運営者、こどもの居場所コーディネーター ③地域子ども教室の支援者 ④児童生徒課の支援者 ⑤国際交流センターの支援者
訪問先	<ol style="list-style-type: none"> ①子育て支援センター等 3か所 ②こどもの居場所 9か所 ③地域子ども教室 2か所 ④児童生徒課 ⑤国際交流センター
開催日時	<ol style="list-style-type: none"> ①令和6年6月 ②令和6年5月から6月 ③令和6年3月、6月（一部アンケート 令和6年2月） ④令和6年2月 ⑤令和6年5月

参加者	①18人 ②45人 ③3人（一部アンケート 48人） ④3人 ⑤2人
実施形式	子育て支援センターなどに訪問し、グループヒアリング ③一部アンケートを実施
主な意見	<p>○子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち一人である時間が多く孤独につながっている。 ・自分が外国人であることが、ばれないでよかった、といけないことと感じている。 ・世話人が楽しんで参加することが大切。 ・1対1で子どもが希望する好きな活動を一緒に楽しむことで信頼関係が築け、少しずつ話してくれるようになる。 <p>○子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の人不安をかかえている時に気楽に相談できる、場所や制度が充実するとうれしい。 ・子育てに関する情報をどこでどのように入手したらいいのかわからない。 ・転入者にも情報を入手しやすくしてほしい。 ・保護者は同世代の友だちがほしい。一時的に預けられるところ、遊ばせられるところがほしい。 ・子育てに関する交流や活動の拠点（場）について、住んでいる地域によっては利用が難しいので数を増やしてほしい。 ・子どもの小学校入園にむけて、小学校生活はどのようなものなのか、どういった準備をしておくかよいなどの情報発信があると安心できる。 ・子どもと過ごせる時間が少なく、親がゆとりをもって子育てできる環境を整えることが必要。 ・登下校通路の安全面や地域の防犯について不安感があるので、環境の整備や見守り体制の充実が必要。 ・子育ては母親だけではなく、配偶者など周りの協力なしでは大変なものなので、パートナー（特に父親）に対する子育て・家事に対する意識を向上させるような取組み・契機がほしい。 ・子育て家庭が遠慮なく地域や行政・公的機関に「しんどい」「助けて」と言える関係性を日ごろからつくるのが大切。 ・うまく話ができなくても、活動を通じて信頼関係を築いていくことで、少しずつ話してくれるようになる。 ・支援の質を向上するために、各支援団体の人員体制や配置の拡大が必要。 ・多世代で交流できる場所がもっと必要だと感じている。 ・居場所にきてくれる、困り感をかかえる家庭を居場所や適切な支援につなげることに難しさを感じる。 ・不登校児童が通いやすい学校をつくってほしい。 ・若者と関りが難しくなっている。 <p>○外国にルーツをもつ子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士のつながりをつくるのが課題。 ・子どもたちにとって、自身の背景や悩みなどを打ち明けたり、大人になっていくうえでつながりを築いていけるような、安心して過ごせる居場所になればいい。

■意見公募手続きの実施

本計画について、市民等から幅広い意見を募集するため、計画素案に対する意見募集を令和7年（2025年）1月14日（火）から2月3日（月）にかけて実施し、21人の市民等から76件の意見が提出されました。

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画（素案）に関する意見募集の結果

○提出方法別人数と意見件数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
郵便	0	0
ファクシミリ	0	0
電子メール	10	44
電子申込システム	9	18
所管課への直接提出	2	14
その他	0	0
合計	21	76

○市民等の区分別人数と意見件数

市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
市の区域内に住所を有する者	16	60
市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	2	4
市の区域内に存する事務所等に勤務する者	1	9
市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
市税の納税義務者	0	0
意見公募手続きに係る計画等に利害関係を有する者	2	3
その他（市民等の区分について未記入のもの）	0	0
合計	21	76

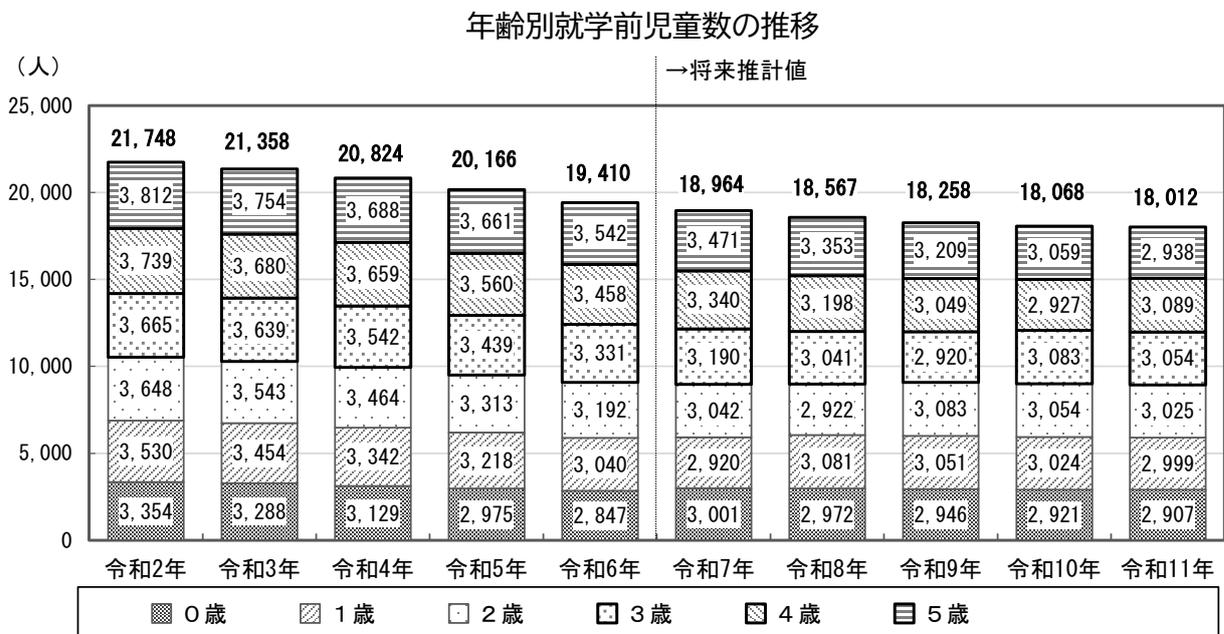
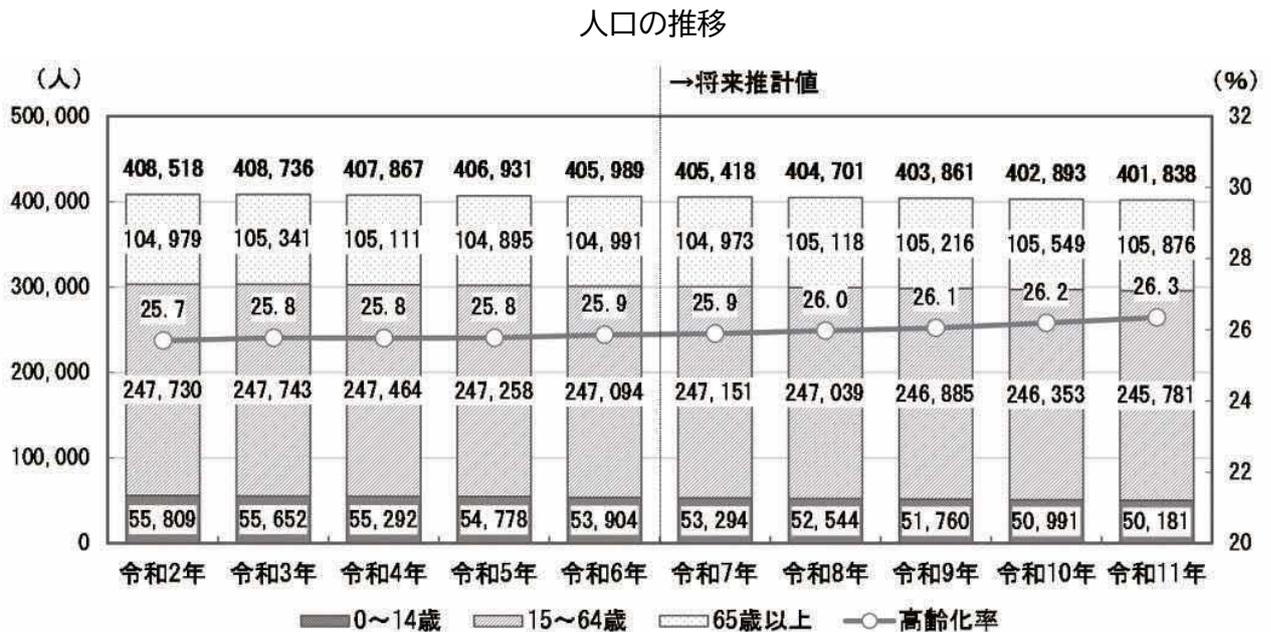
○項目別意見件数

該当箇所	意見件数（件）	該当箇所	意見件数（件）
第1章	2	第6章	2
第2章	3	第7章	1
第3章	14	第8章	5
第4章	—	第9章	2
重点施策	2	第10章	13
施策の柱	25	第11章	3
第5章	1	全般	3

5 豊中市の現状(データ)

■統計データからみる状況

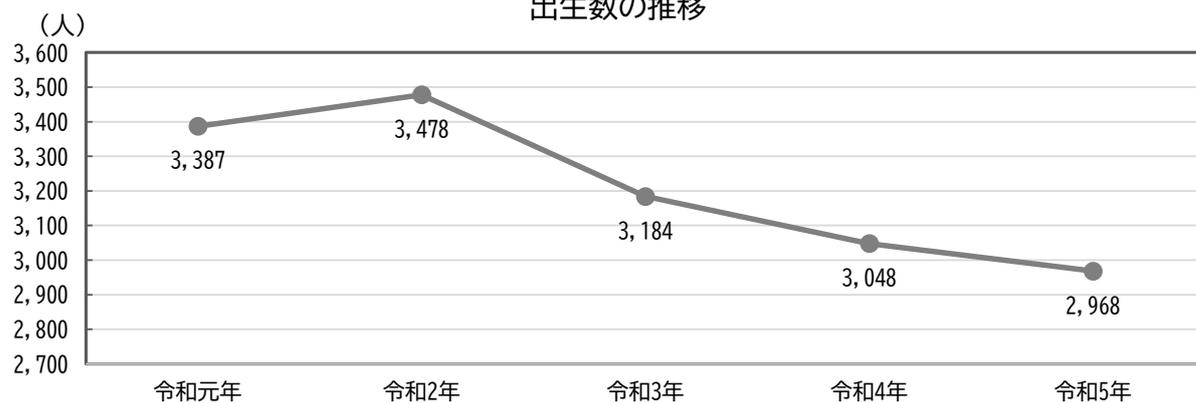
○人口について



資料：令和6年まで住民基本台帳（各年4月1日）

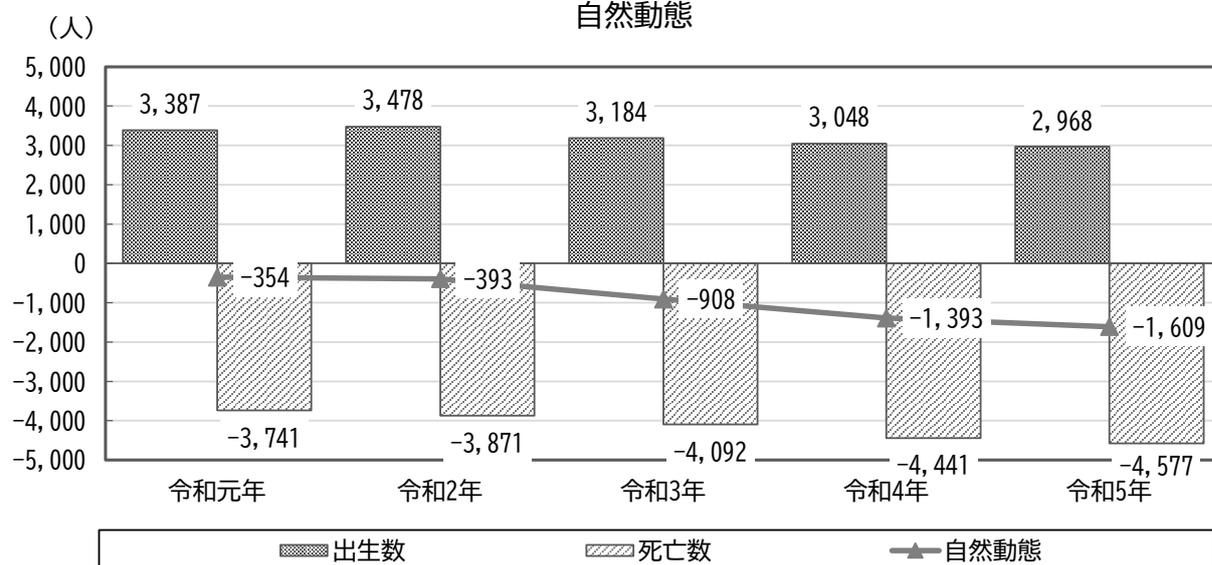
令和7年以降は住民基本台帳を基にした将来推計値

出生数の推移



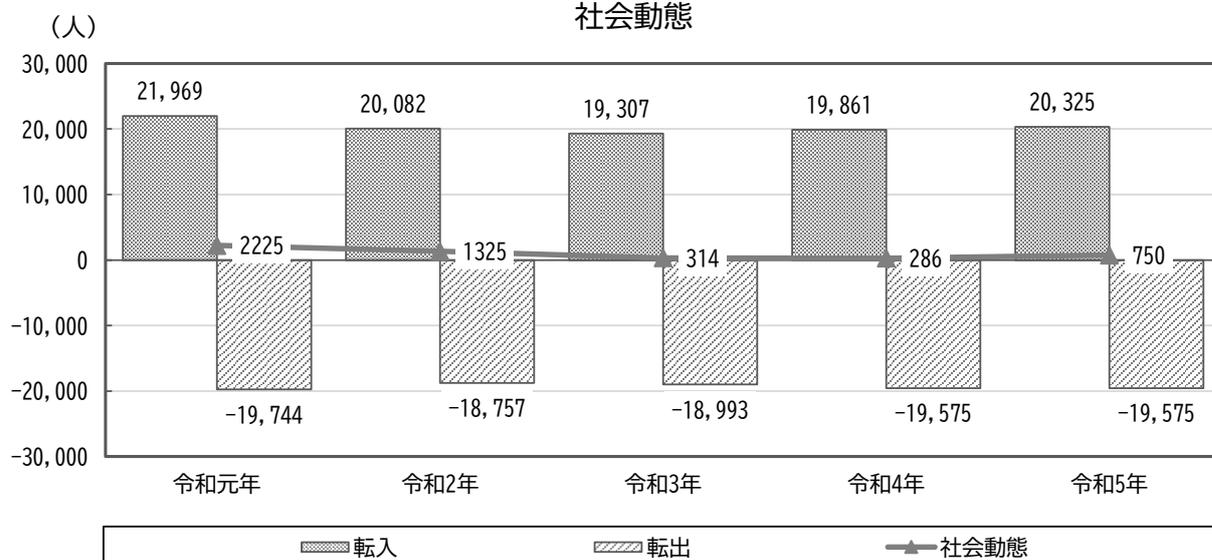
資料：豊中市統計書

自然動態



資料：豊中市統計書

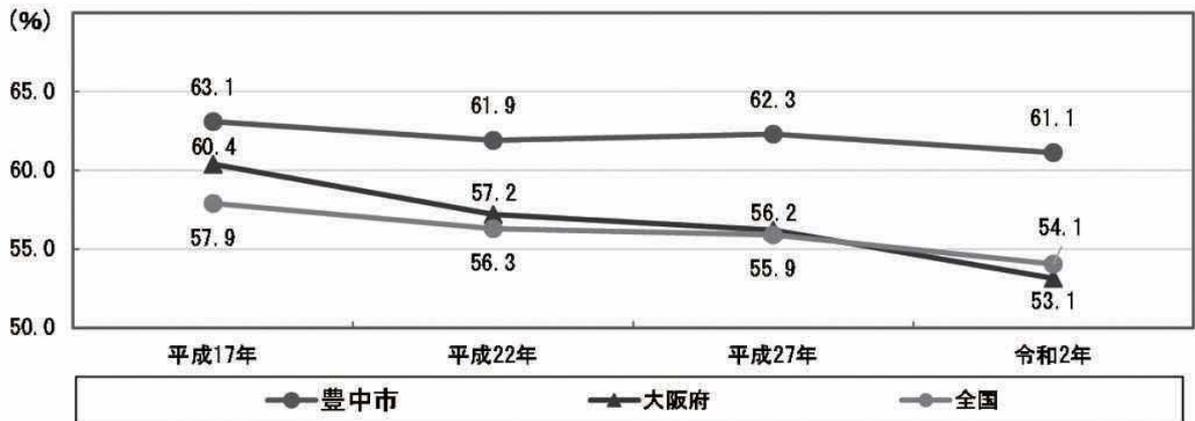
社会動態



資料：豊中市統計書

○世帯数について

一般世帯に占める核家族世帯の割合



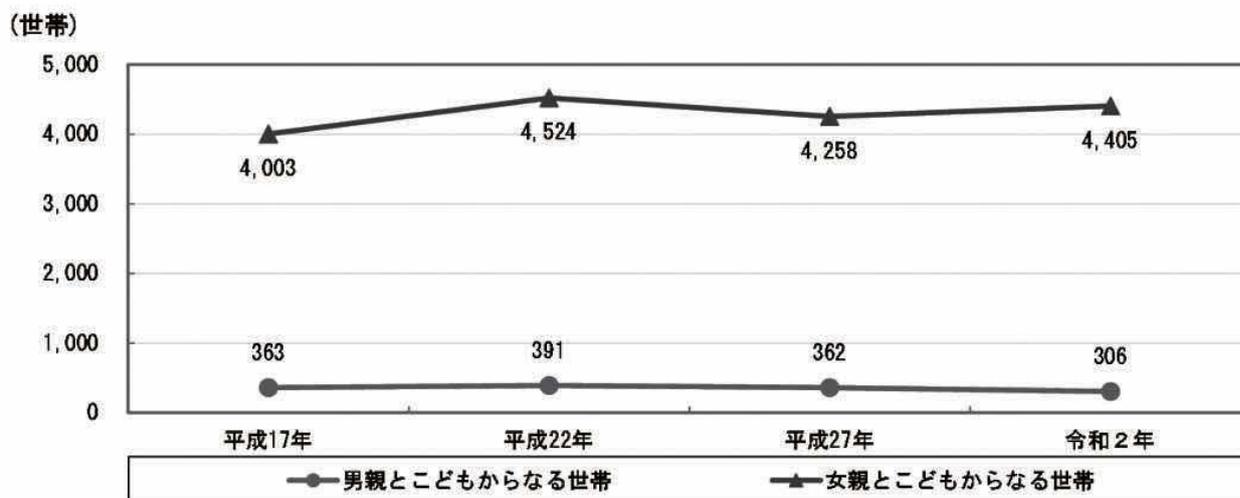
資料：国勢調査

こどものいる世帯数及び世帯割合の推移

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
一般世帯数	160,974	100.0	166,540	100.0	170,179	100.0	176,759	100.0
6歳未満のこどものいる世帯	16,437	10.2	16,137	9.7	16,661	9.8	16,449	9.3
核家族世帯	15,448	9.6	15,349	9.2	15,910	9.3	15,804	8.9
その他の親族世帯	989	0.6	759	0.5	718	0.4	620	0.4
非親族・単独世帯	0	0.0	29	0.0	33	0.0	25	0.0
18歳未満のこどものいる世帯	38,638	24.0	38,887	23.3	39,858	23.4	39,666	22.4
核家族世帯	35,607	22.1	36,205	21.7	37,413	22.0	37,786	21.4
その他の親族世帯	3,003	1.9	2,516	1.5	2,213	1.3	1,794	1.0
非親族・単独世帯	28	0.0	166	0.1	232	0.1	86	0.0

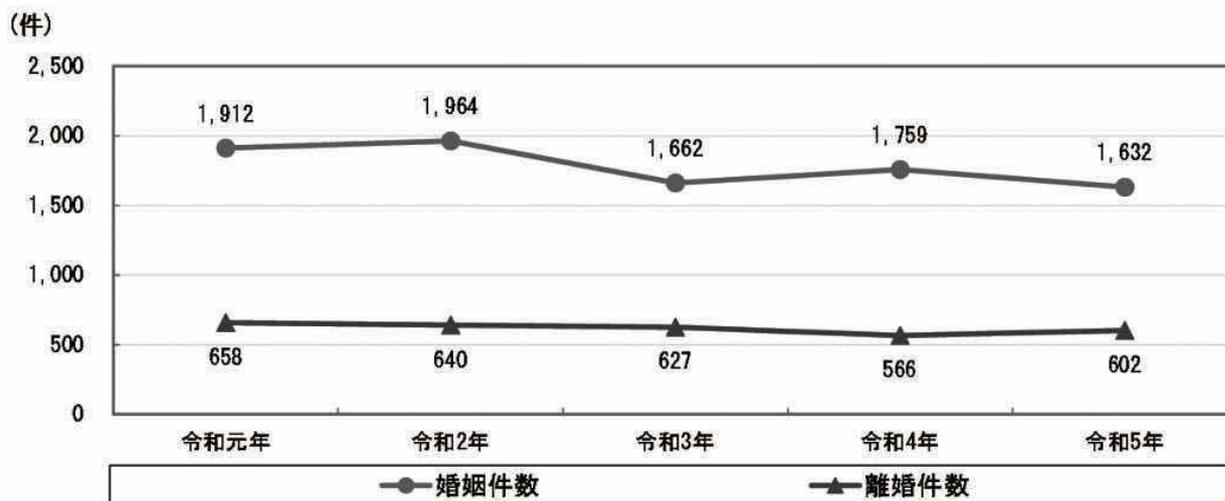
資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる母子家庭、父子家庭の状況



資料：国勢調査

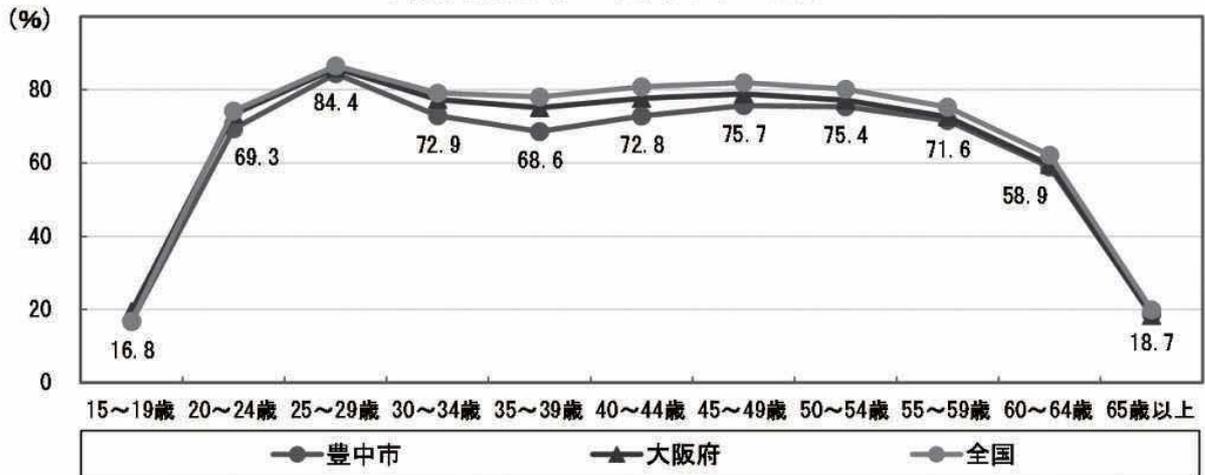
婚姻件数と離婚件数の推移



資料：豊中市統計書

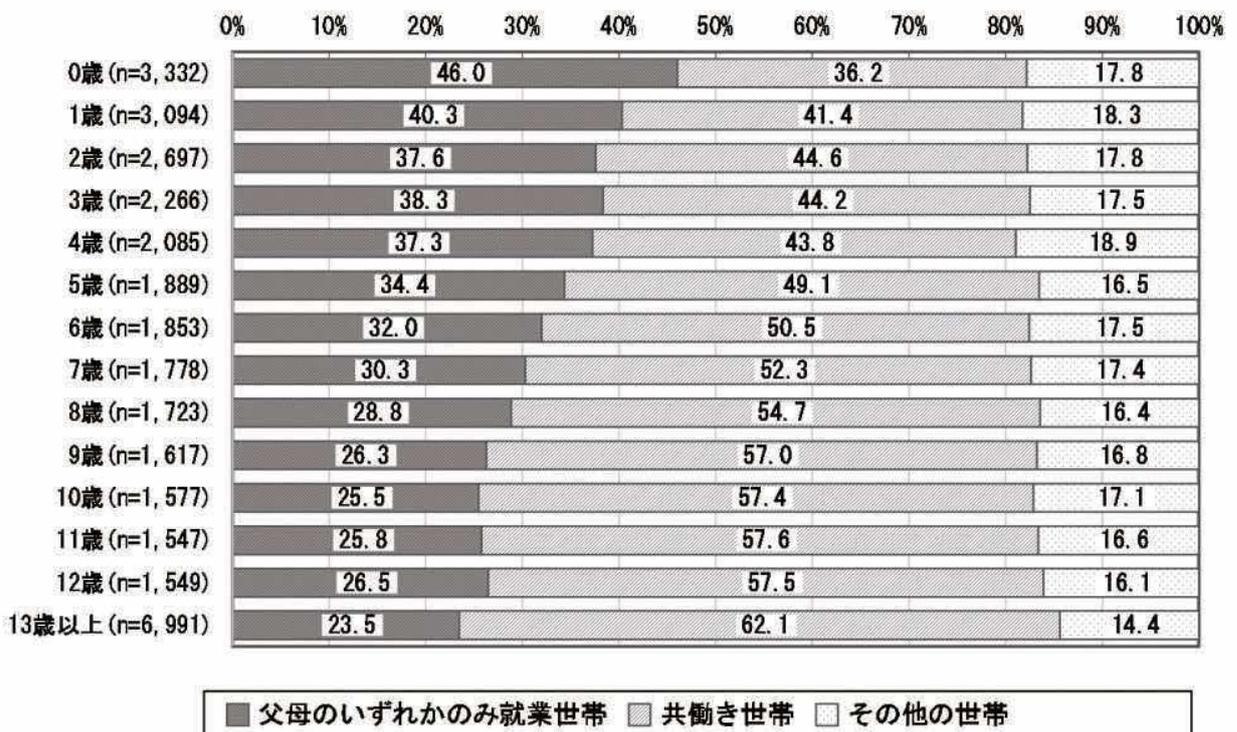
○就業の状況について

年齢階級別女性の労働力率の比較



資料：令和2年国勢調査

最年少のこどもの年齢別父母のいずれかのみ就業世帯・共働き世帯の比較



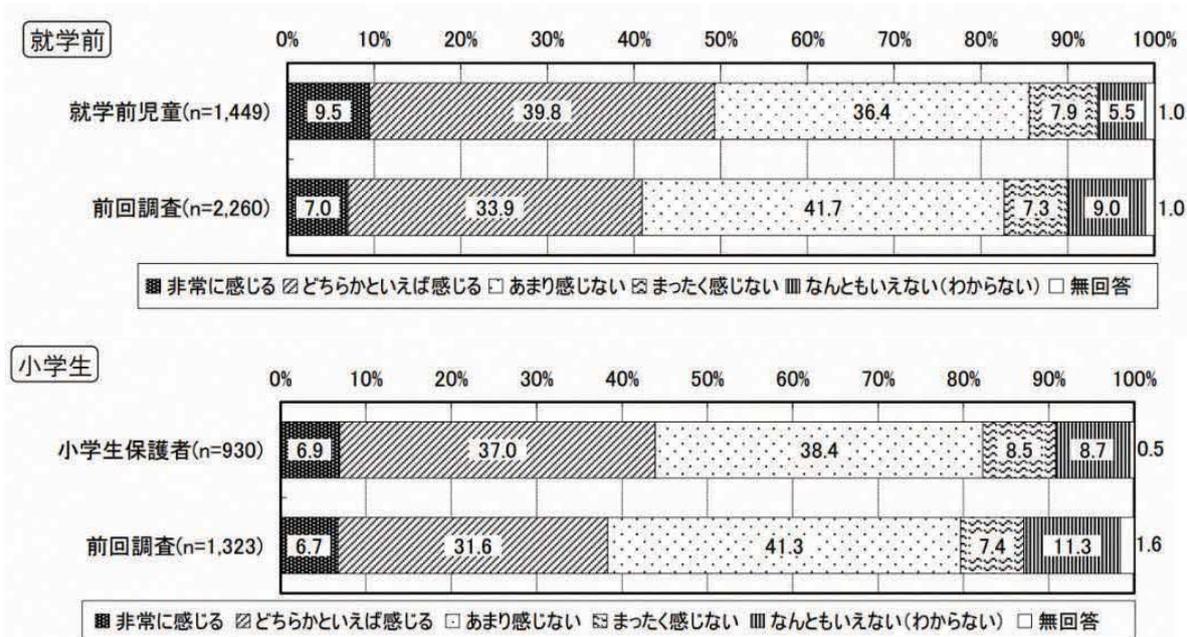
資料：令和2年国勢調査

■アンケート調査からみる状況

○子育て・子育て支援に関するニーズ等調査（調査概要はP.197参照）

※前回調査は、平成30年度調査です

保護者の子育てに関する不安・負担（保護者）



就学前

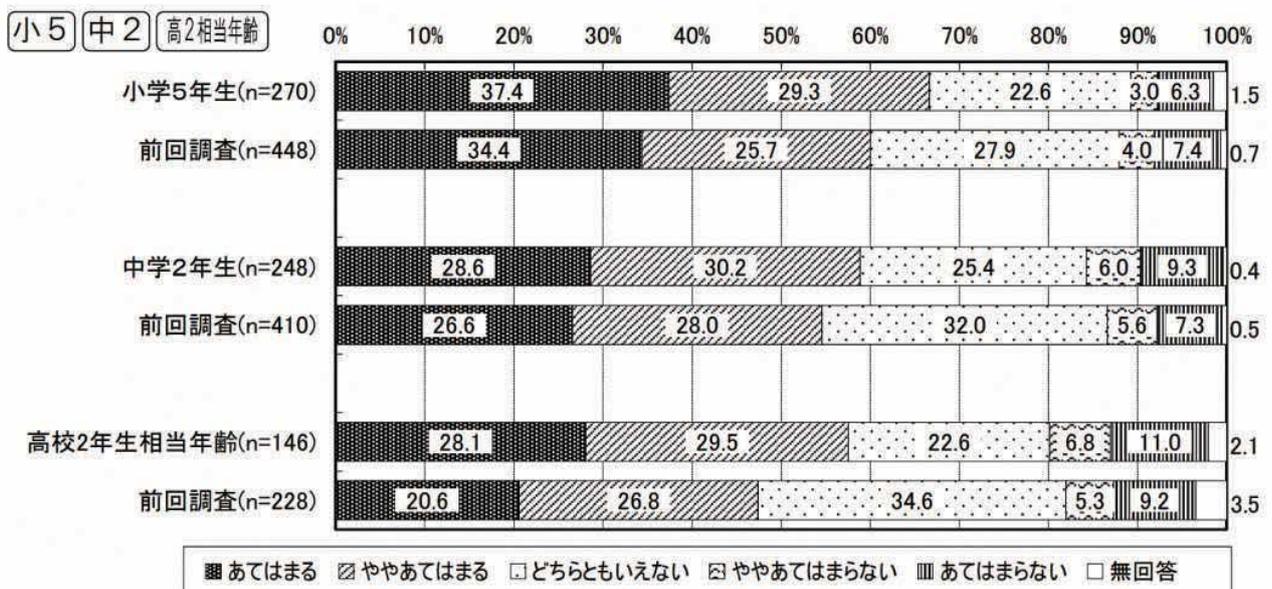
子育てに関する事業や取り組みを利用しない理由（保護者）

	① 妊婦教室、お父さんのための子育て教室	② 保健センターでの相談	③ 子育て支援センター ほっぺでの相談	④ 地域子育て支援センター・ 保育所などでの相談	⑤ 育児支援家庭訪問事業	⑥ 家事支援サービス (料理・掃除など)	⑦ 児童発達支援センター での療育相談	⑧ 教育センターでの相談	⑨ こども総合相談窓口 での相談	⑩ 保育所・幼稚園などの 園庭などの開放
n =	752	855	834	851	1,006	1,125	1,021	1,086	1,074	588
悩んだり困っていることがない	34.3	49.0	40.6	45.0	42.9	28.9	58.7	47.9	47.2	31.5
サービスの情報がこない (PR不足)	9.7	6.8	5.4	7.4	10.9	15.0	5.0	12.3	11.7	8.8
親せきや知人の援助は受けるが、行政のサービスは受けたくない	0.1	0.6	0.6	0.4	0.2	1.2	0.4	0.4	0.3	0.0
サービスを受ける場所が遠い	5.6	7.7	16.2	5.3	0.9	0.5	1.9	2.3	2.3	3.6
サービスを受ける手続きなどがわからない、面倒だ	7.2	9.2	8.5	8.1	11.2	12.3	4.1	6.4	6.4	7.3
サービス内容に興味・関心がない (面白くない、役立たないなど)	5.5	2.2	2.3	2.9	3.8	1.3	1.3	2.4	2.6	1.9
サービスの質に不安がある (訪問の場合は、他人を家に入れるのが不安など)	0.7	2.1	0.8	1.6	6.6	10.8	0.6	0.9	1.0	0.3
利用料金がかかる	1.1	0.8	0.7	0.5	0.7	15.5	0.6	0.1	0.3	0.7
時間がない	12.6	7.4	7.6	7.6	5.0	3.2	3.8	4.6	5.1	15.0
ご自身がサービスの対象者になるのかどうかわからない	5.2	4.0	3.8	3.6	5.4	5.6	6.9	6.3	6.0	3.1
なんとなく利用したくない	3.1	3.9	3.4	3.5	4.4	3.5	3.2	2.6	2.9	3.2
その他	13.7	2.8	3.2	2.1	2.1	2.0	2.5	2.0	2.0	5.3
無回答	17.6	18.7	19.9	22.8	19.1	23.0	19.6	22.5	22.5	27.9

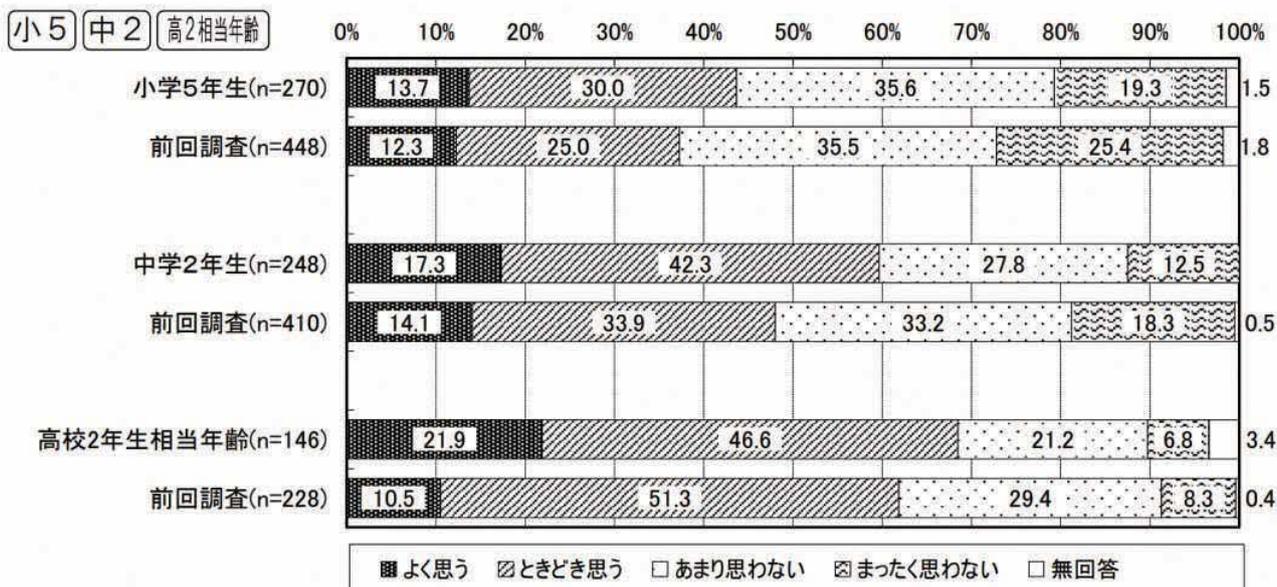
	⑪子育て支援センターなどの屋内で自由に遊べるスペースの開放	⑫親子教室・子育てに関する講座	⑬子育てサロン	⑭図書館での絵本などの貸出やおはなし会などの行事	⑮赤ちゃんの駅	⑯とよなか子育て応援団	⑰市のホームページによる子育て情報	⑱子育て・子育て応援アプリ「とよなかあみぞ母子モ」	⑲とよなか子育て・子育て応援窓口「みんなで」などの子育て情報誌
n =	566	854	912	578	904	1,038	722	698	762
悩んだり困っていることがない	25.8	35.6	33.7	20.6	36.0	31.7	31.7	33.4	31.9
サービスの情報がこない (PR不足)	11.7	13.2	12.7	12.3	16.9	23.3	19.1	21.3	22.0
親せきや知人の援助は受けるが、行政のサービスは受けたくない	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1	0.1
サービスを受ける場所が遠い	10.6	3.9	4.2	8.1	2.0	1.1	0.7	0.3	0.4
サービスを受ける手続きなどがわからない、面倒だ	7.1	7.3	7.5	4.8	6.0	6.5	5.1	7.3	5.0
サービス内容に興味・関心がない (面白くない、役立たないなど)	1.8	4.7	4.5	2.9	3.1	2.9	3.9	6.2	3.9
サービスの質に不安がある (訪問の場合は、他人を家に入れるのが不安など)	0.4	0.4	0.9	0.5	0.7	0.5	1.1	1.0	0.8
利用料金がかかる	0.5	0.5	0.7	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3
時間がない	12.9	9.8	9.2	17.3	5.1	4.0	4.8	3.7	4.3
ご自身がサービスの対象者になるのかどうかわからない	4.4	3.5	3.6	2.1	5.4	4.6	2.8	2.3	2.1
なんとなく利用したくない	3.7	3.6	5.5	3.3	3.5	3.2	3.3	3.6	3.5
その他	5.1	3.2	4.2	3.8	2.4	2.7	2.2	2.7	2.2
無回答	27.9	25.8	25.0	32.5	25.8	26.9	31.4	25.9	29.7

※太字は、無回答と選択肢「悩んだり困っていることがない」を除いて最も割合の高いもの

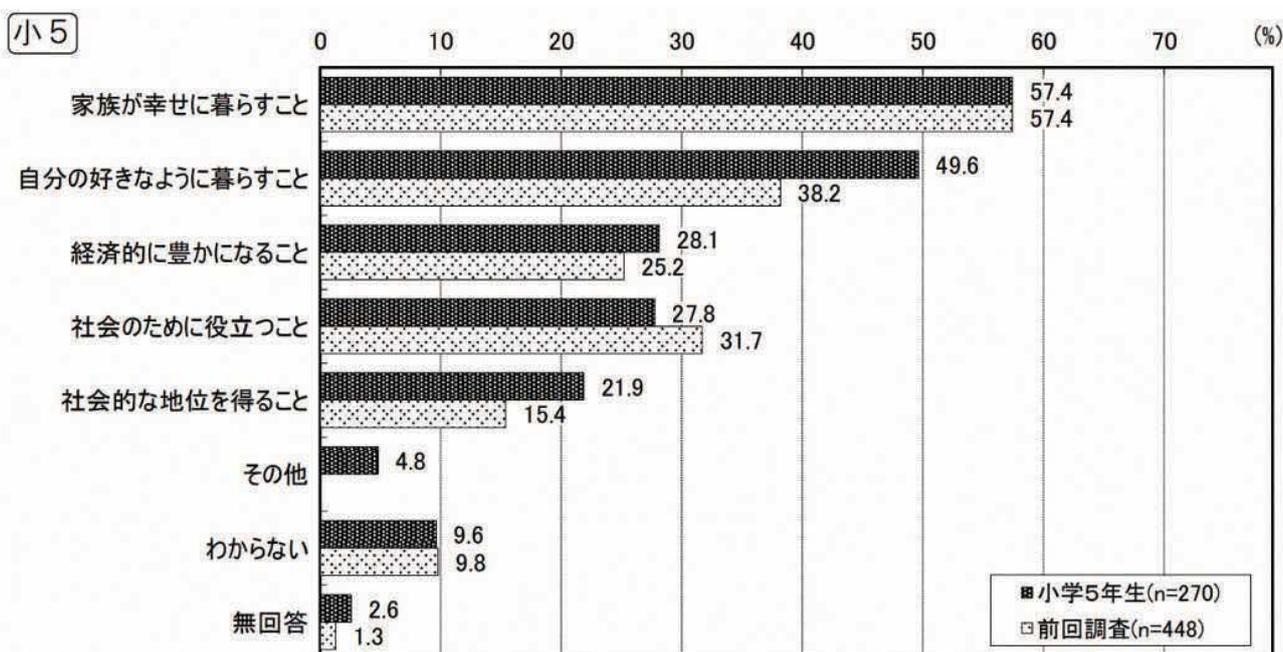
自分のことが好きだ (こども)



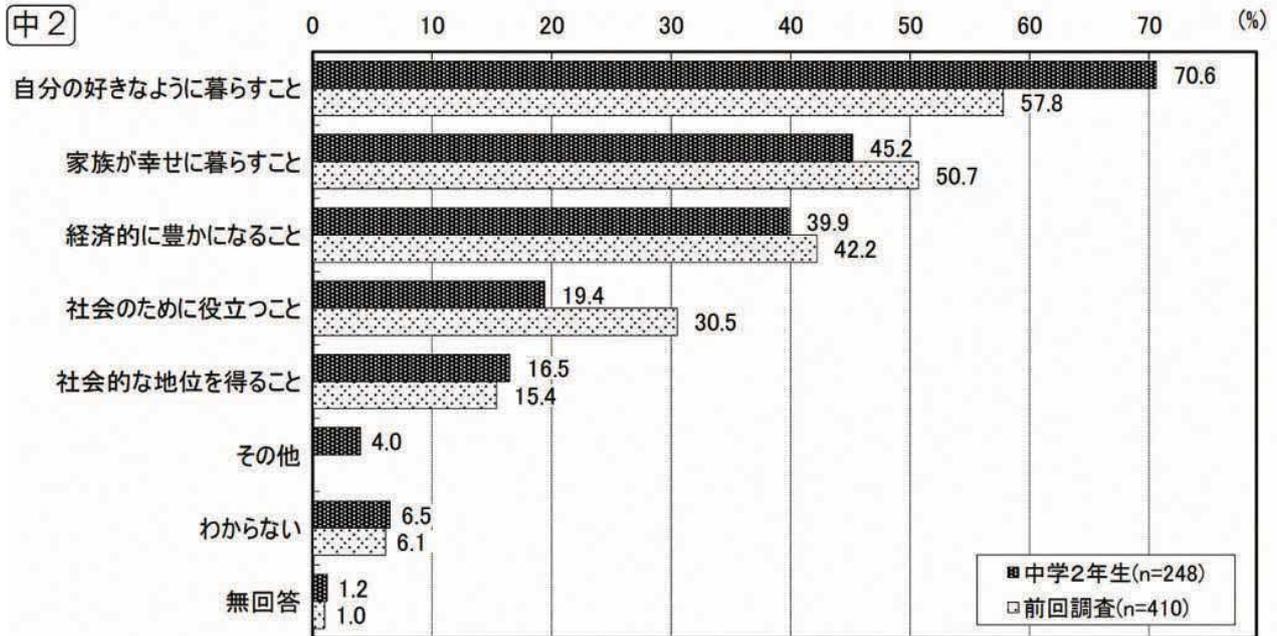
友だちというより、ひとりで自分のしたいことをする方が好き（こども）



将来どのようになりたいか（こども）

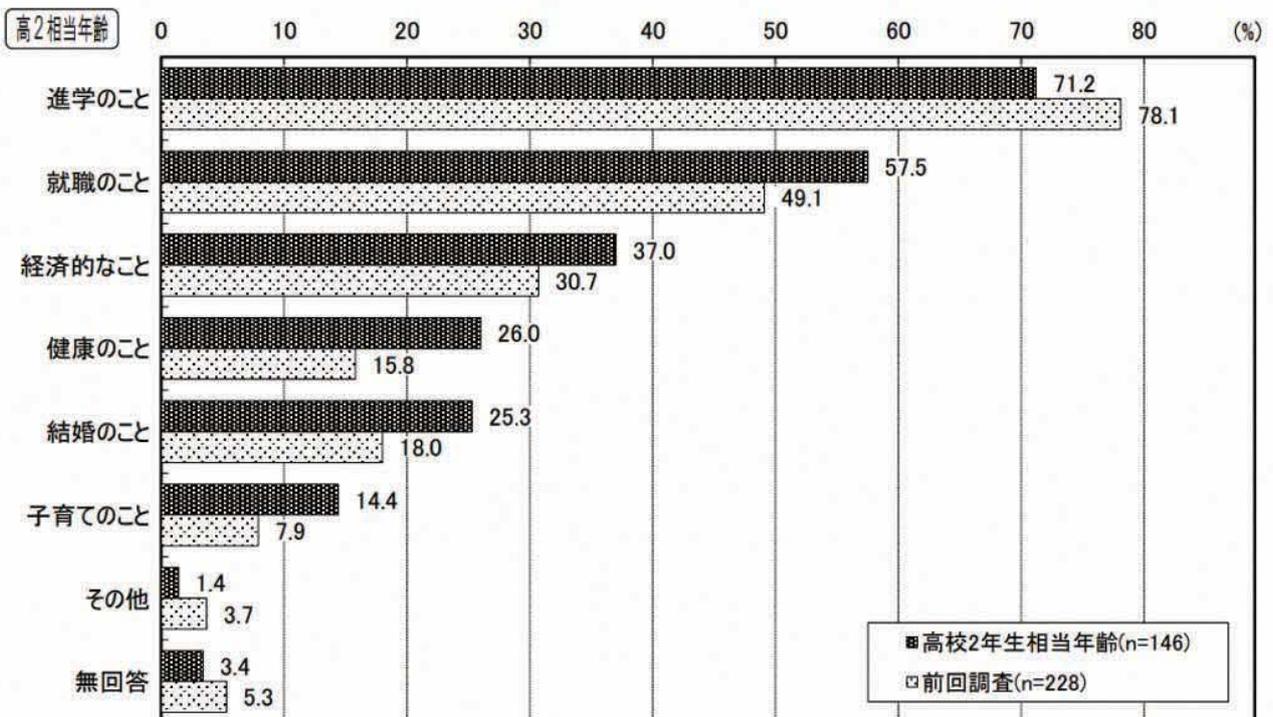


※選択肢「その他」は前回調査では設定していません



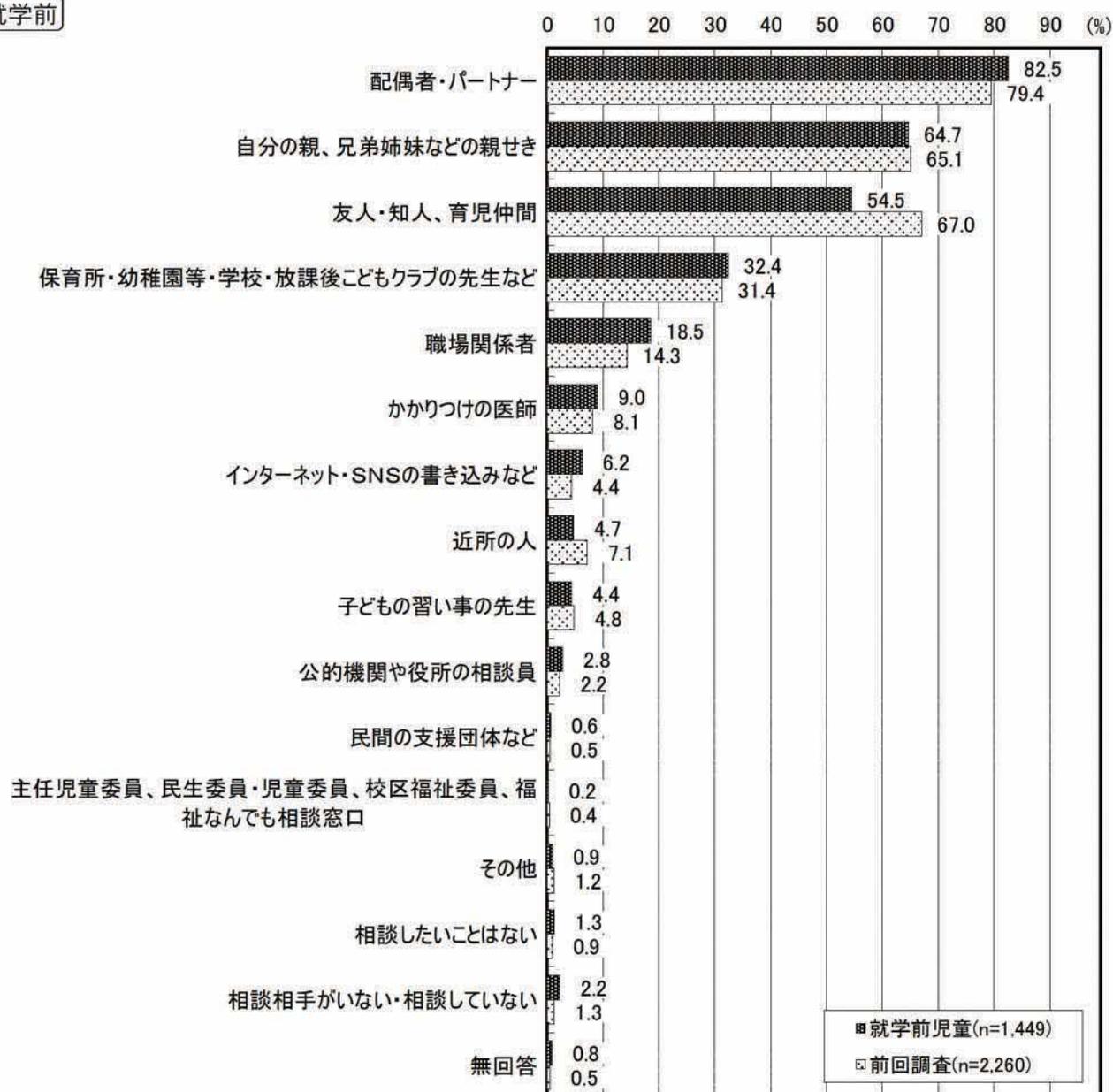
※選択肢「その他」は前回調査では設定していません

将来に関して不安に思っていること (こども)

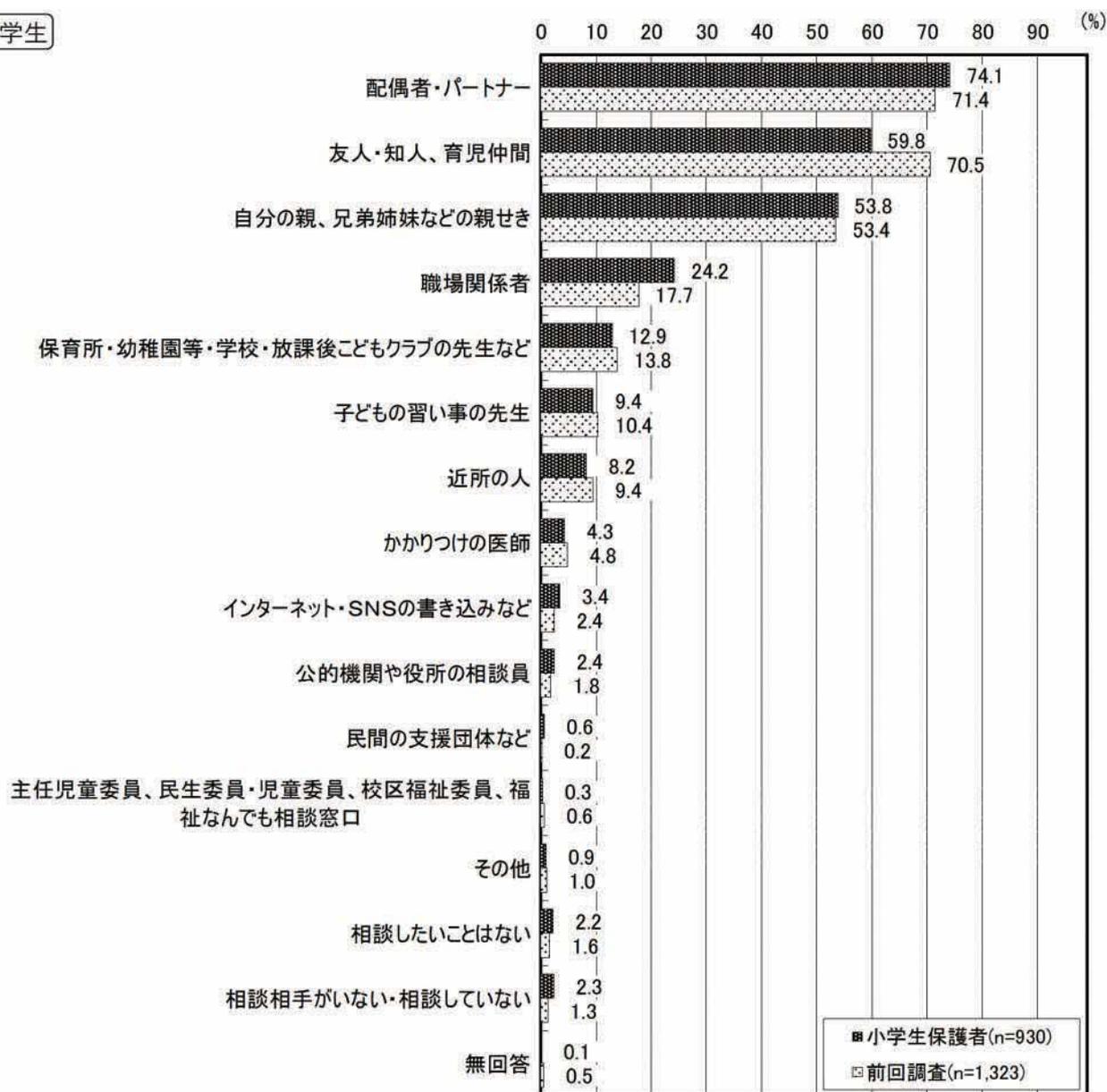


保護者の悩みや不安についての相談先（保護者）

就学前



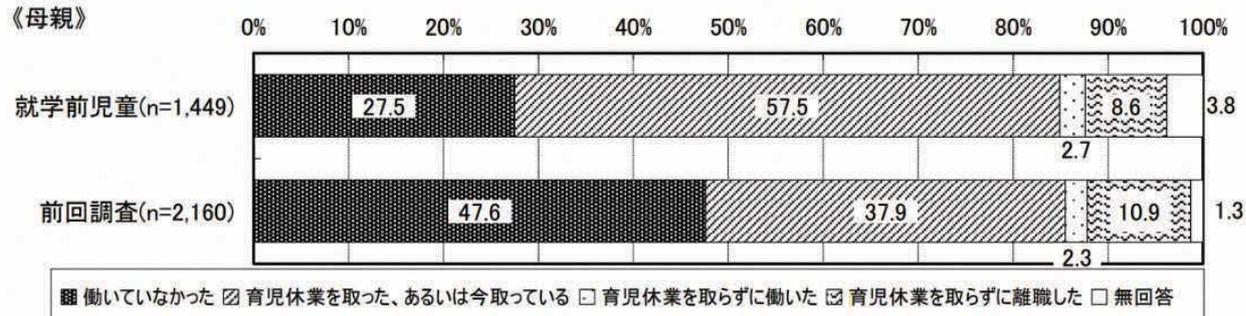
小学生



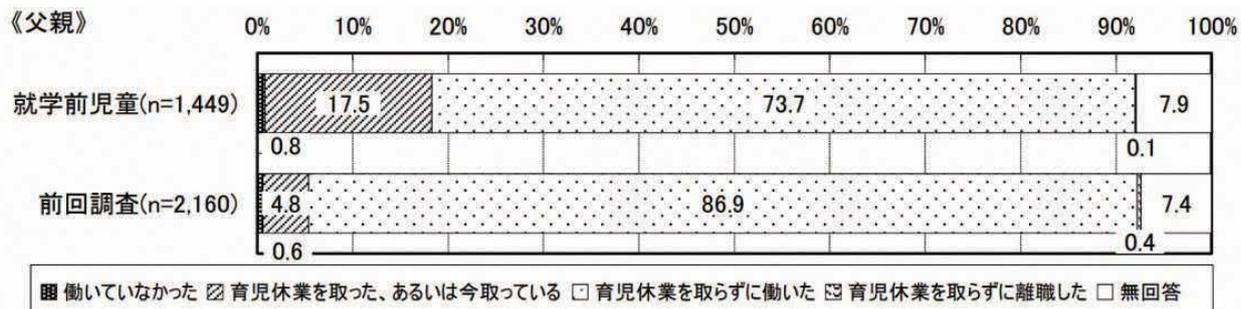
育児休業の取得状況（保護者）

就学前

《母親》

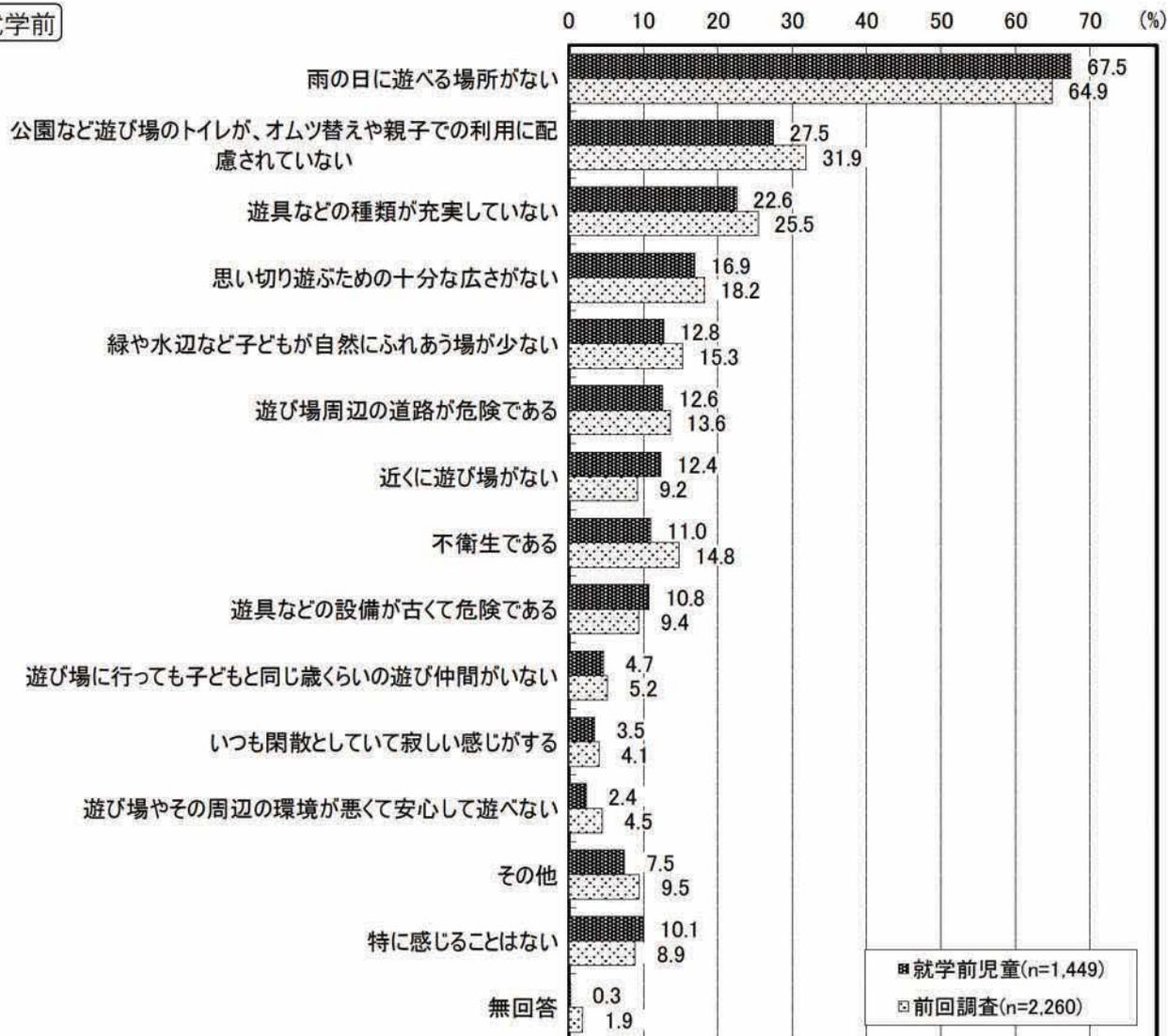


《父親》

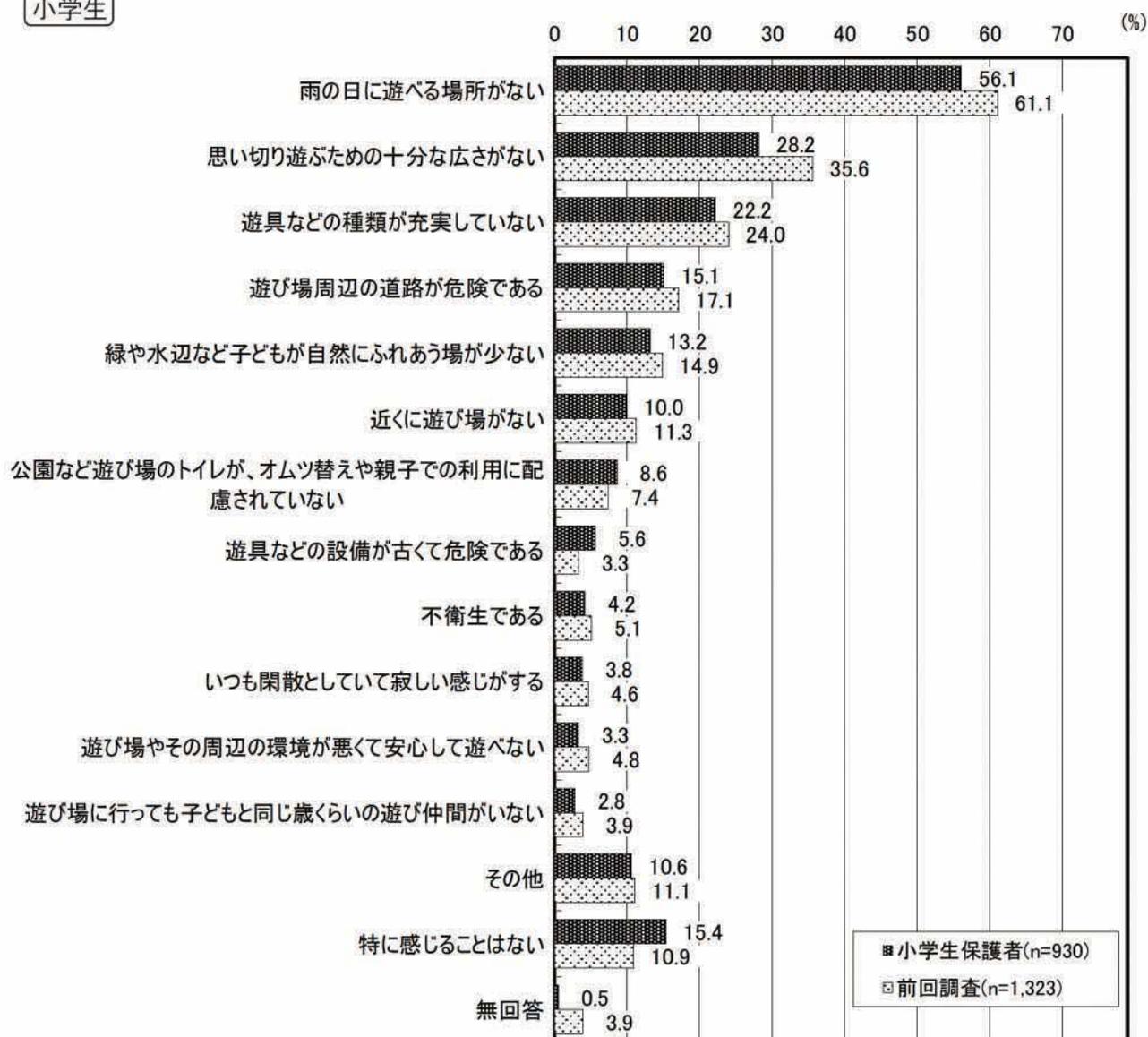


こどもの遊び場について感じる事（保護者）

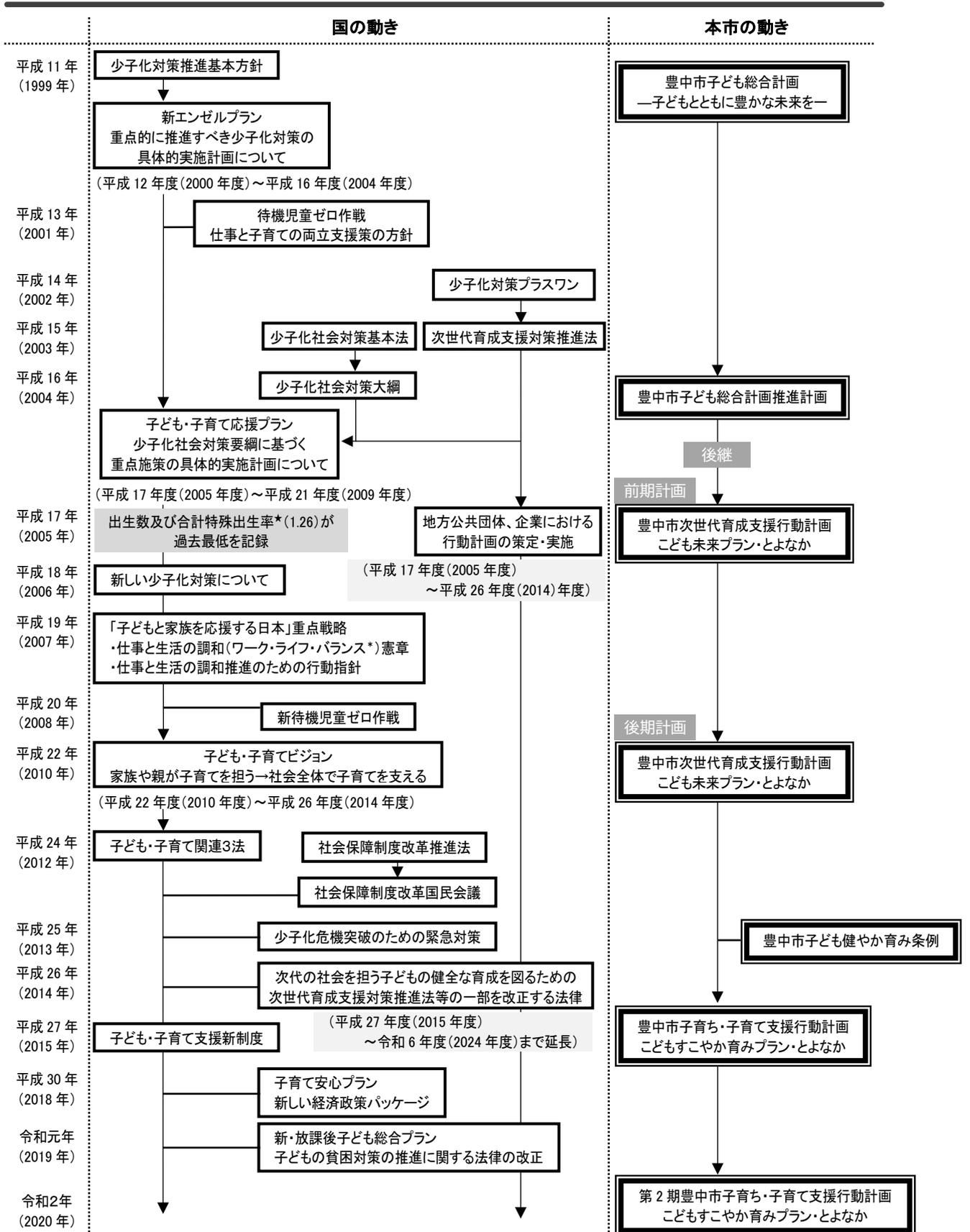
就学前

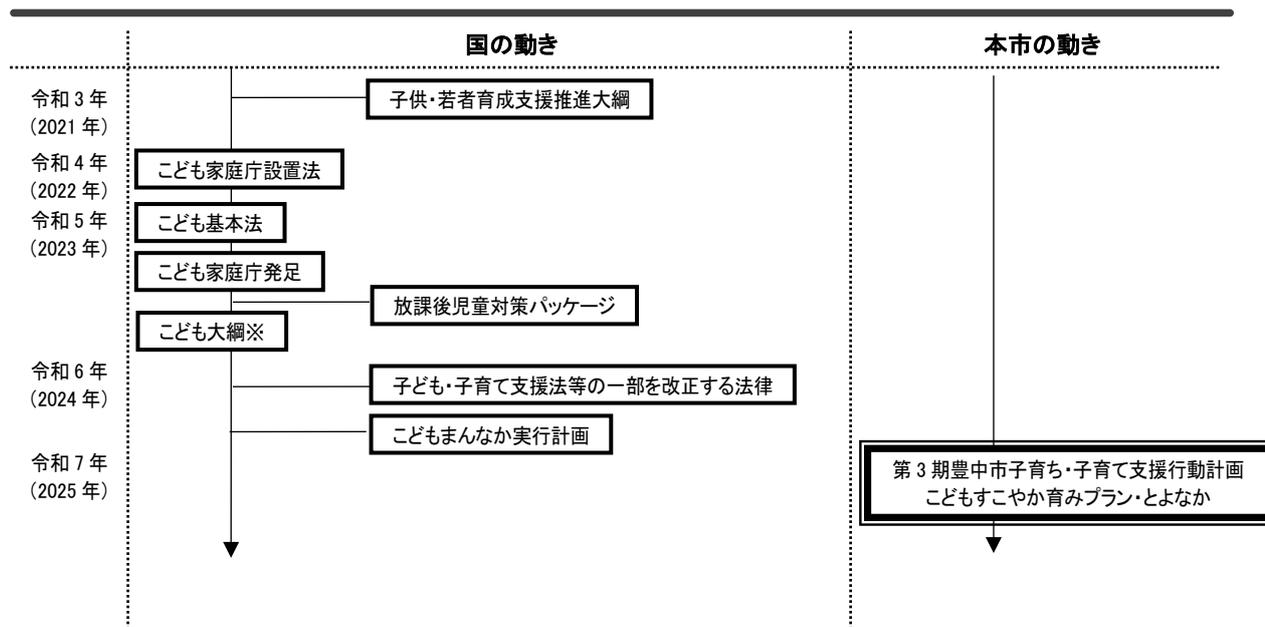


小学生



6 子育て・子育て支援の流れ





※こども大綱（令和5年（2023年）12月22日閣議決定）

○こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

○こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

7 用語集

【アルファベット】

ICT（情報通信技術）

「Information and Communication Technology」の略。インターネットなどの通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。

SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals」の略。平成27年(2015年)9月に国連サミットにおいて採択され、令和12年(2030年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標とそれを実現するための具体的な169のターゲットのこと。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対応するものとなっている。

SNS

「Social Networking Service」の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。NPO法人は法律にのっとり設立された法人格をもつ団体であり、より公益性のある活動を行っている団体は認定NPO法人という。

【あ行】

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

【か行】

キャリア教育

児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育。

グリーフケア

死別後、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取組み。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均のこどもの数とみなされる。

子育て支援コーディネーター

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭が身近に思える場所で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発する人のこと。

こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

こども家庭ソーシャルワーカー

こども家庭福祉の現場において実務者の専門性を向上させることを目的に創設された認定資格。こどもが将来にわたり健やかで幸福な生活がおくれることができる社会の実現をめざし、様々な場所で活動する専門家。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、こどもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、こどもの権利の擁護とこどもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や、地域の方などと知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、児童生徒の成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める取組み。

プレコンセプション・ケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組み。

困窮度

令和 5 年度（2023 年度）に実施した豊中市こどもの生活に関する実態調査により世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯人数の平方根で割った額によって世帯の困窮の度合い分類したも

の。世帯の可処分所得が低いほど困窮度は高い。

【さ行】

主任児童委員

地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールサポーター

豊中市内の小中学校及び義務教育学校において、児童生徒の学習面や生活面などに関わる支援をする者。

スクールソーシャルワーカー

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点からこどもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

ソーシャルスキルトレーニング

社会生活に必要なスキルを身につけるための訓練。

【た行】

豊中市教育保育環境ガイドライン

豊中市内のすべての就学前のこどもたちが学びの基礎になる力をつけるために、すべての教育・保育施設において質の確保を行うとともに、主体的・継続的な教育・保育の質の向上サイクルに寄与するため、保育課程の質を評価する豊中市独自のチェック項目を定めたもの。

【な行】

認定こども園

就学前のこどもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

- ①学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型
- ②認可幼稚園が保育所機能を備えている類型
- ③認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

【は行】

パーマネンシー保障

永続的な家庭関係をベースにした家庭という育ちの場の保障。

ハイリスク妊婦

若年、経済的な不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予想される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦。

ピアサポート

同じような経験や課題を抱える人同士が、個々の困難や課題に対して理解し、共感し、助言等を提供することで、互いに支えあうこと。

非認知能力

学習における知的な能力を支えるこどもの内面の力。（例：好奇心や意欲などの感じる力、自尊心や忍耐力などのやりぬく力、協調性や思いやりなどの他人を理解し関係を調整する力。）

フォスタリング機関

里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研

修、こどもと里親等のマッチング、こどもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援業務（フォスタリング業務）を実施する機関。

福祉共育

地域や学校における地域福祉活動の体験や学習の機会などを通じて、こどもから大人まであらゆる地域住民同士が、異なる世代や立場を認め合い、支えあいながら「共に生きる・共に育ちあう」文化の醸成をめざすもの。

保育士・保育所支援センター

保育士資格を所持しながら保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職に関する相談・支援や、新しく市内保育施設に就職した保育士等へ助成金を交付し、保育人材の確保と定着を図る「保育士版ハローワーク」機関。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

幼児教育サポーター

大阪府幼児教育アドバイザー育成研修を修了した者で、①勤務する就学前施設での公開保育

や園内研修、②「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用と推進、③就学前施設への巡回支援を行い、就学前施設に通う子どもたちが等しく一定の教育・保育を受けられるよう相談支援等を行う。

【ら行】

リービングケア

施設を退所する前に、自立した生活を送るために行われる支援。

レスパイト

一時的に中断したり休息したりすること。レスパイトケアは、子どもや介護の必要な高齢者のいる家庭において、家族が育児や介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。